
米国の規制改革及び競争政策に関する
日本国政府の要望事項

平成 18 年 12 月 5 日

はじめに

2001年6月30日の日米首脳会談において設立された「成長のための日米経済パートナーシップ」の下での「規制改革及び競争政策イニシアティブ」(「規制改革イニシアティブ」)の一年目から五年目までの対話は、日米両国の規制・制度面の調和を促進し、両国の経済関係を深化させてきた。また、不要な規制の減少、競争の強化、及び市場アクセスの改善等により、両国の経済成長に貢献してきた。

日本国政府は、更なる経済成長を達成すべく、引き続き、規制改革に主体的かつ積極的に取り組んでいく所存である。

また、世界経済の四割近くを占める日米両国の経済関係を更に深化させ、二大経済大国が対話と協力のモデルを示すことにより多角的自由貿易体制を強化すべく、引き続き、「規制改革イニシアティブ」の下、米国政府との対話を継続していく。これは、本年6月29日の日米首脳会談の際に宣言された「新世紀の日米同盟」の経済面における協力を具体化する取組みでもある。

「規制改革イニシアティブ」の下での六年目の対話を開始するにあたり、日本国政府は、米国政府に対し、規制改革及び競争政策に関する要望書を提出する。

米国の規制・制度の中には、依然として、(1)自由貿易の理念に反するもの、(2)公正な競争を阻害するもの、(3)米国特有であり国際基準に調和していないもの、が見られる。特に、WTO協定に整合的でない規制・制度は、多角的自由貿易体制の維持のために、米国が主体的に改善すべきである。また、米国の投資関連措置の中には、米国で事業活動を行う又は行おうとする日本企業に不合理な負担を課すものとして、無視できない懸念材料となっているものも含まれている。

さらに、日本国政府は、物流・領事などの分野における米国政府による一連の政策変更・規制強化が、日米両国間の活発かつ円滑な通商関係や人の交流を阻害しかねないとの危惧を持っている。日本国政府は、国土の安全を確保するための措置の必要性を理解しているが、同時に、これらの措置が日米経済関係に否定的な影響を与えないようにすべきであると考えている。

日本国政府は、本要望書を十分反映させる形で、米国政府の政策の改善や更なる規制改革及び競争政策の推進がなされるよう求めていく方針である。日本国政府は、双方向の対話の原則に基づく規制改革イニシアティブの下での米国政府との率直かつ建設的な対話が、日米経済関係の更なる強化及び深化に大きく資することを強く望む。

米国の規制改革及び競争政策に関する日本国政府の要望事項

目 次

．ダンピング防止措置	1
．投資関連規制	5
．流通・税関手続	6
．領事事項	10
．特許制度	16
．政府調達	20
．基準・規格	21
．域外適用	24
．競争政策	26
．司法制度	27
Ⅰ．サービス	29
．金融	35
．電気通信	38
．情報技術	45
．医療機器・医薬品	49

・ダンピング防止措置

ダンピング防止（AD）措置は、WTO協定に整合的な運用がなされている限りは貿易救済措置として正当であると考えられているが、一たびダンピング認定等に関し恣意的な判断がなされた場合、貿易や競争を不当に制限する可能性がある。さらにAD調査の開始そのものが外国企業の輸出意欲を阻害するおそれがある。

米国は世界有数のAD措置使用国である。米国のAD措置の中にはダンピング認定等に関し恣意的な判断が見られるなど、現在、日本を含む多くの国からWTO協定との非整合性が指摘されているものがある。実際に日本製熱延鋼板へのAD措置など、WTO紛争解決機関（DSB）においてWTO協定違反であると認定された例も存在する。

こうした観点から、日本国政府は、米国政府がAD制度を保護主義的な目的で濫用することなく、WTO協定に整合した形で慎重に運用することを求める。

個別の要望は以下のとおりである。

1．バード修正条項

AD税等による関税収入をAD措置等の提訴者及び提訴を支持した米国内生産者に分配するバード修正条項は、WTO協定違反が2003年1月に確定後、ようやく本年2月に廃止されたが、経過規定の下、2007年10月1日前までに米国に輸入された物品に対するAD税等による関税収入は、引き続き同条項に基づき分配されることとなっている。これは、バード修正条項は形式的には廃止されたものの、実際には、その効力が継続しているということであり、従って、WTO協定違反の状態が引き続き継続するということである。日本国政府は、米国政府が速やかに同条項に基づく分配を停止し、WTO協定違反の状態を解消するよう強く求める。

2．ゼロイング

米国は、AD 手続において、対米輸出価格と輸出国の国内正常価格とを比較する際、輸出価格が正常価格より高い場合の価格差を「ゼロ」とみなし、産品全体のダンピング・マージンを人為的に高く算出する方法（いわゆるゼロイング）を採用することにより、AD 税率を不当に引き上げている。ゼロイングについては、EC 及びカナダがそれぞれ WTO に申し立てたケースにおいて、上級委員会が、本年、初回調査でのゼロイング及び個別ダンピング事案の定期見直しにおいて使用されたゼロイングは WTO 協定に違反する旨明確に判断している。日本国政府としては、WTO 協定上、AD 手続におけるゼロイングの使用は一切禁じられているとの立場をとり、米国政府に対し AD 手続におけるゼロイングのいかなる使用も全面的に廃止することを求める。

3．日本製熱延鋼板に対するAD措置（DS184）

日本製熱延鋼板に対するAD措置については、2001年8月に米国のWTO協定違反が確定したが、

必要とされる米国内法の改正が行われておらず、DSB勧告の未履行状態が続いている。すなわち、米国1930年関税法においては、「知りえた事実」を部分的に用いて算定したサンプル対象企業に係るダンピング・マージンを「その他の企業」のダンピング・マージン算出の際の基礎として除外しない旨規定されたままである。日本国政府は、米国政府に対し、DSB勧告の実施が速やかに行われるよう当該規定を改正するよう求める。

4．大型新聞輪転機に対するAD措置

日本政府は、日本製大型新聞輪転機に対するAD措置の以下の問題について、米国通商法の運用に関し強い懸念を有しており、米国政府に対し事態の改善を求める。

(1) 1916年AD法問題

WTO協定違反と裁定された米国1916年AD法については、2004年12月に廃止されたが、その効力が係属中の裁判には及ばなかったため、本年6月、特定の日本企業が、裁判に敗訴し、不当な損害賠償責任を負わされた。また、上記賠償による損害を回復することを可能とする日本の損害回復法に基づく提訴について、米国連邦地方裁判所によって仮差止命令が出された（現在は、控訴審において係争中。）。日本政府として、このような事態に至ったことについて遺憾に感じており、米国政府に対し、事態の改善を求める。

(2) 事情変更レビューによるサンセット・レビューの再検討とAD措置の遡及適用の問題

日本製大型新聞輪転機に対するAD措置については、2002年1月の行政見直しの結果、特定の日本企業に対する措置が撤廃され、同年2月のサンセット・レビューにおいて、AD措置自体が撤廃された。

しかし、昨年5月、米国商務省の職権により、特定の日本企業に対する事情変更レビューが開始され、本年3月、当該企業に係る1997 - 98年のAD税率を、59.67%とする、当該企業に係る2002年1月のAD措置撤廃を取り消す、2002年2月に行われたサンセット・レビューを再検討する、との最終決定を行った。

この最終決定を受け、本年4月から、米国商務省は、2002年のサンセット・レビューの再検討を開始し、11月6日、ダンピングの継続・再発の可能性を認める仮決定を行った。しかし、2002年のサンセット・レビューにおいては、提訴者である米国内産業がレビュー参加への意図を取り下げたことを理由としてAD措置が撤廃されたものであり、上記事情変更レビューの結果、サンセット・レビューを再検討し、AD措置を復活・継続させて遡及適用を行うことは合理的な根拠を欠き、法的安定性を損なう。更に、本仮決定では、日本製大型新聞輪転機全てが対象となっており、事情変更レビューの非対象企業に対するAD措置も復活するという不合理な結果ともなっている。そのため、このような判断は、前述の法的安定性のみならず、企業にとっての予見可能性をも著しく害する。したがって、日本国政府は、本件に関して深刻な懸念を有し、米国政府に対し、サンセット・レビューを再検討してAD措置が復活することのないよう求める。

また、米国議会においても、商務省の事情変更レビューの決定を受け遡及的にAD税（59.67% + 利子）を課す旨の法案が提出されているが、遡及適用により法的安定性や予見可能性を害しないように確保することを求める。

5. AD措置のサンセット・レビュー

米国のサンセット・レビュー手続の実態は、その関連法令、施行規則、内規及び運用方法において、AD措置を「原則継続・例外撤廃」というものであり、日本国政府としては、この米国のサンセット・レビュー手続はWTO協定と非整合的であると考えている。実際に、米国のAD措置の中には、5年を過ぎても失効せず、中には30年以上の長期間継続されている措置もある。また、措置継続を求める提訴者（米国内産業）側よりも、被提訴者（輸出者）側に重い挙証責任と負担が課せられ、継続を推進するような運用がなされている。さらに、米国で生産を行っている日米の大手自動車メーカーが、米国内で生産された自動車の国際価格競争力の観点から一部の鉄鋼製品に対するAD税の撤廃を共同で要望しているなど、米国内ユーザー産業もAD措置の継続を問題視している。このようなことから、AD措置の長期継続は、米国自身の利益にも反すると思われる。

日本国政府は、米国政府に対し、WTOドーハ開発アジェンダ（DDA）交渉の下でのADルール交渉の進展如何にかかわらず、米国政府がAD措置を原則5年で廃止することを明確化し、また、挙証責任は措置継続を求める側に置くように制度改正すること等を求めるとともに、米国政府がAD税賦課継続の必要性についてWTOルールに従った適切なサンセット・レビューを行って厳密に審査し、長期間に亘るAD措置を早急に撤廃することを求める。

6. モデルマッチング

米国政府は、ダンピング・マージン算定に際し、調査対象の輸出品及び輸出国における国内の同種の製品について、まず各製品特性別のモデル分類を行い、次に輸出された製品と「同一」又は「最も類似している」製品特性を持つ国内製品を特定している（いわゆるモデルマッチング）。これに関し、米国商務省は、ボールベアリングに関するAD措置のための2003/04年度の年次行政見直し調査において、過去の調査において適用されてきた比較調査の項目を厳格に定めたモデルマッチング方法を、従来と比べて被提訴者が不利になるような方法へ、説得力のある理由もなく変更し、新たなモデルマッチング方式を用い、最終決定を行った。

商務省が提案した新たなモデルマッチング方法の下では、類似性のない製品同士の価格比較が行われ得るため、調査結果の予見可能性が損なわれる。また、日本の事業者に対して、国内販売及び価格に関する膨大な量のデータ提出が新たに要求され、過大な負担を与えるものである。また、新たなモデルマッチング方法により行われるレビューは、新制度の適用以前の輸入取引にも適用されるため、実質的に新制度が遡及適用されていることについて、日本国政府は懸念を有する。

本件ボールベアリングに関するケースは、現在、連邦裁判所（CIT）にて係争中であり、日本国政府は、米国政府に対し、新しい手法がこのような問題を抱える不公正なものであることを十分認識し、手法の変更を撤回するよう求める。

7. 「関連者」の定義

AD調査において、国内価格や構成輸出価格の計算の際に、輸出者の「関連者」についての取扱が問題となる。米国のAD調査においては、輸出者が「関連者」を「支配」しているか否かに関係なく、単に輸出者が5%以上の株式を所有していたり家族関係にあったりすることのみをもって「関連者」とみなし、原則として当該「関連者」全てに関するコスト等のデータ提出を要求している。

特に、この場合の「関連者」が中小企業であり、電子情報管理が十分でない場合には、このような調査要求への対応には大きな負担が伴う。また、調査対象企業の側が5%程度の株式を所有されている会社に対して、コスト等のデータ提出を要求することも困難である。

日本国政府は、米国政府に対し、ある者が「関連者」であると認定する範囲を見直すとともに、要求するデータも真に必要なものに限定することにより、調査対象企業に過度の負担がかかる調査が行われないようにすることを求める。

・投資関連規制

日米相互の投資を一層増加させることは、両国の経済関係を一層強化し、深化させることにつながる。最近、米国内では、外国による対米直接投資に関する規制を見直す動きが見られるが、このような規制の変更が、日本を含む同盟国からの対米投資を阻害することのないよう確保することが重要である。

投資を促進する上で、投資受け入れ国は、投資前の規制を透明化し、内国民と同等の待遇を与えることが望まれるが、米国における投資環境を外国投資家の立場から見ると、国家安全保障を理由とする投資に関する規制は、透明性及び予見可能性が十分に確保されていない。原則禁止されていない投資対象が、当局の審査の対象となったり、また審査により投資が行えない、または変更を要求される事態になることは民間企業にとって大きな損失となる。したがって、外国投資家にとってわかりやすく、透明性・予見可能性の高い基準の導入が行われるべきである。

具体的な要望は以下の通りである。

1. エクソン・フロリオ条項

エクソン・フロリオ条項（1950年国防生産法第721条）は、国家安全保障を損なうおそれのある直接投資について審査し、大統領が必要と認める場合はそのような投資を制限するメカニズムである。日本国政府は、一般に、安全保障上の理由による規制の重要性については十分理解しているが、同条項については、（1）「国家安全保障」の概念の不明確性などによる投資家の予見可能性の欠如、（2）既に完了した投資についても調査対象となりうることによる法的安定性の欠如、（3）調査開始や大統領決定の理由が当事者にすら開示されないデュープロセスの欠如、などの点で懸念を有しており、本来の目的の程度を越えて、日本企業の投資活動を阻害するおそれがあることを憂慮している。政府による規制の透明性と予見可能性は、企業が投資を決定する際の大きな要素であると同時に、競争的な企業が公正な環境で活動を行うための条件である。

日本国政府は、米国政府に対し、今後の同条項の運用に当たっては、WTOルールとの整合性を確保することはもとより、対米外国投資委員会（CFIUS）への通知から大統領の決定に至るまでの過程における透明性及び公平性を最大限確保するための措置を講ずるよう求める。

また、本条項については、改正法案が議会に提出されていると承知しているが、法改正により、日本を含む同盟国からの対米投資を阻害するものとならないよう確保することを求める。

・流通・税関手続

1. 海事テロ対策

米国はテロ対策の一環として、2002年通商法施行に伴う貨物情報の事前かつ電子的提出に関する規則（以下「事前提出規則」とする）を実施し、対米輸出の国際海上コンテナ貨物については、そのマニフェストを船積 24 時間前までに米国税関に提出することを義務付けた。これにより、従来船積 1 日前程度に設定されていたコンテナヤードへのコンテナ搬入締切時刻が約 48 時間程度前倒しされ、著しく物流効率が低下しており、コンプライアンスの高い者も含め事業者に大きな負担が生じている。

日本国政府は、「安全かつ効率的な国際物流の実現のための施策パッケージ」にかかる推進協議会を設置し、安全対策の強化と同時に、対米輸出に係るリードタイムの短縮に向け、最大限努力しているが、日本の取組だけでは限界がある。

日本国政府は、米国政府に対し、セキュリティ対策の徹底と物流効率化の両立に配慮しながら、事前提出規則の緩和（マニフェスト提出期限の緩和）や対テロリズム税関 - 通商パートナーシップ（C-TPAT）参加者に対する事前提出規則の適用除外及び検査回数の更なる削減等参加メリットの付与拡大に取り組むよう求める。また、C-TPATのメリットに関し、C-TPAT参加者の意見を踏まえた政策評価を実施・公表し、透明性の向上が図られるよう求める。更に、我が国官民による安全かつ効率的な国際物流への取組を理解の上、C-TPATに参加していない我が国企業に対しても通関時における効率化に向けた取組がなされるよう求める。

2. バイオテロ対策

「2002年公衆の健康安全保障及びバイオテロへの準備及び対策法（バイオテロ法）」に基づき、米国政府は、「食品施設の登録」及び「輸入食品発送の事前通知」の2つの暫定最終規則案を公表し、2003年12月以降これを運用してきている。

日本国政府は、米国連邦食品医薬品局（FDA）が日本国政府のコメントも踏まえ、履行指針において、非商用差出人から非商用目的のために米国に輸入され又は輸入のために提供される食品については、FDA及び米国税関国境保護局（CBP）は、事前通知が行われていなくても基本的に規制措置をとらないこととしたことは歓迎しているが、今後制定される予定の最終規則においても、米国をバイオテロの脅威から守るといふ本法の趣旨を超えて過度の負担を輸業者又は個人に課し、ひいては米国への流通を阻害するものとならないように望んでいる。

また、バイオテロ法の運用については、同法に関する情報提供が日本語で十分になされていない、同法に基づき食品輸出の事前通告を行う必要がある情報として期限直前にならなければ取得できないものがあり、結果として手続が可能な時間が非常に短時間に限られることとなる等の問題が指摘されている。

さらに、米国への食品輸出に関しては、バイオテロ法の他にも、関係する規制が多く、複雑で分かりにくいとの不満や、輸入ライセンス発行や食品輸入通関等の手続に時間がかかり、企業の経済活動に悪影響が及んでいるとの意見、個人消費用の食品について規制を緩やかにして

欲しいとの要望が寄せられている。

以上の認識に立ち、日本国政府は、米国政府に対し、以下を求める。

- (1) 今後制定される輸入食品発送の事前通知に関する最終規則においても引き続き、非商用差出人が非商用目的で発送する食品については、事前通知を義務づけないこと。また、食品小売店等が個人に代わって非商用目的で米国に食品を発送する場合は、当該輸入品に非商用目的であることが明記されていれば、事前通知義務づけの対象外とすること。
- (2) 特に中小の食品製造業者や個人が、本件規則の最新状況や、実際の食品施設の登録や食品の発送に際して具体的にいかなる行動をとればよいのかについて日本語で照会できる窓口を在日米国公館に設けること。併せて、今後起こりうる本件規則のあらゆる変更について、在日米国大使館のウェブサイト等を通じて遅滞なく日本の食品加工業者、日本郵政公社及び民間輸送業者並びに国民一般に広報すること。
- (3) 輸入ライセンスの発行や食品通関手続に要する時間を短縮し、個人消費用の食品については規制を緩やかにする等、バイオテロ法やその他の規制に基づく食品輸入手続の運用方法を改善すること。

3. 商品プロセス費 (MPF)

外国から米国に商品が輸入される際、原則全ての商品に対し、「商品プロセス費 (MPF)」として、当該商品の価格の 0.21% (上限は 485 ドル) の手数料が課せられている。

WTO協定上、GATT 2 条 2 (c) により、譲許している関税とは別に手数料を課すことは認められているが、GATT 8 条 1 (a) において、「提供された役務の概算の費用にその額を限定しなければならない」とされている。この規定の解釈は、1987 年に米国の MPF (当時は上限設定なし) が GATT 違反とされたケースをはじめとして、判例上、「個別の商品の」手数料が、従価ベースで課される場合につき、税関手続にかかる概算の費用を超える範囲において、GATT 違反であるとされている。

米国の MPF は、上限を設定しているとはいえ、従価の手数料であることから、商品価格に応じて手数料の額が高まり、場合によっては、「個別の商品の」税関手続にかかる費用を超える可能性があり、WTO協定との整合性に疑義を有する。

以上のことから、日本国政府は、米国政府に対し、MPF が実際に個別の商品の税関手続にかかる概算の費用を超えることのないよう、適切な形で制度を変更することを求める。

4. 酒類に関する規制

(1) 蒸留酒容器の容量規制

連邦規則第 27 編第 5 部第 45 節及び同 47 節における、米国の蒸留酒の容器の容量規制によ

ると、蒸留者、精留者、輸入者、卸売業者、倉庫業者、瓶詰め業者を営む者は 500ml、750ml、1l、1.75l等の定められた容量の容器入りの蒸留酒でなければ、販売、出荷、販売又は出荷のための配送、他の方法による国内又は外国貿易への導入、税関保管からの受け取り又は移出をできないこととされている。

当該規制により、日本において一般的な 720ml、1800mlの容器入りのしょうちゅう等の酒類の米国への輸出が困難となっている。日本においてはこれらの容量の容器が一般的に利用されており、一部の企業を除けば、コスト面等の問題から、米国の規制に応じた容器を製造することは非常に困難な状況にある。

このため、日本国政府は、米国政府に対し、日本において一般的な 720ml、1800mlの容器入りのしょうちゅう等の酒類の米国への輸出が可能となるよう、当該規制の撤廃もしくは何らかの特別措置等を講ずることを求める。

(2) 米国への輸入酒類の表示承認証明

連邦規則第 27 編第 4 部第 40 節、同第 5 部 51 節及び同第 7 部第 31 節によると、表示承認証明書 (ATF form 5100.31) のない酒類は税関からの引取りができないこととされている。これらの規則により、例えば試飲のために提供することを目的とした酒類についても、これを米国内に持ち込む場合、事前に表示承認証明を取得する必要がある、日本産酒類の米国におけるプロモーション活動を行う上で大きな障害となっている。

第五回報告書において、米国政府から、同規制に適用除外がある旨の指摘を受けたが、その範囲は極めて限定的であり、問題を解決するには至っていない。

以上により、日本国政府は、米国政府に対し、適用除外の範囲を拡大する等の措置を講ずることにより、試飲用に提供される酒類に関しては、表示承認証明書を取得しなくても米国内への持込みが許容されるよう求める。

(3) しょうちゅうの消費場における販売許可

(a) カリフォルニア州及びニューヨーク州において、ソジュという、アルコール分が 24 度を超えない農産品から製造された韓国の酒類については、ワインの販売を許可する消費場用販売免許をもって消費場での飲用に供するために販売することが許されているが、日本の酒類であるしょうちゅうのうちアルコール分が 24 度を超えないものはソジュと同様に穀物等から製造された酒類であるにもかかわらず、これが許されていない。これは WTO の最恵国待遇原則の観点からも懸念があり、日本国政府は、米国政府に対し、しょうちゅうについても当該消費場用販売免許をもって消費場での飲用に供するための販売が許されることを求める。

なお、カリフォルニア州においては「ソジュ」と表記すればアルコール分 24 度を超えない日本産しょうちゅうであっても当該消費場用販売免許による販売が可能になるとのことだが、「ソジュ」とは韓国の酒類の名称であり、これを日本産しょうちゅうに付すことは、韓国産ソジュとの区別を不明確にし、しょうちゅうの販売にとって不利益になることから本問題の解決

にはならない。

また、第五回報告書では、州の規制については、日本国政府が州政府に直接、規制の免除や改正を要望するのは自由であるとの指摘があったが、州政府の規制が WTO に違反する場合には、1994 年 G A T T 第 24 条 12 において、米国政府には州政府にガットを遵守させるために利用することのできる妥当な措置をとる義務がある。その観点からも、米国政府がカリフォルニア、ニューヨーク両州に対し、しょうちゅうについても当該消費場用販売免許をもって消費場での飲用に供するための販売が許されるよう働きかけることを求める。

(b) 日本国政府は、アルコール分が 24 度以上で 26 度を超えないしょうちゅうについても、当該消費場用販売免許をもって販売が許可されることを求める。

・領事事項

日米関係の深化とともに、多くの日本国民が米国へ渡航し、滞在している。これらすべての人々が円滑に米国に入国し、米国での滞在を特段の支障なく過ごせるようにすることが緊密な日米経済の基礎である。

米国の領事関連制度の運用については、ここ数年、不法な出入国・滞在を防止するために規制が厳しくなり、手続の遅延が生じている。また、規則等の度重なる変更もあり、担当官により対応が異なる事例も少なくない。日本国政府は、不法な出入国・滞在を防止する必要性を認識しつつ、米国政府に対し、手続の迅速化を含め合法的な人の移動や企業活動を阻害しないよう改善措置をとること、及び、入国管理官や査証審査官、各地の関連する連邦出先機関に対し、規制の内容を正確かつ迅速に周知していくことを求める。

個別の要望は以下のとおりである。

1. 査証（ビザ）手続

（1）ビザ更新手続の効率化

2004年7月16日以降、米国国務省でのビザ更新手続が中止されている。したがって、ビザ更新を希望する米国滞在者は、日本に帰国するか、あるいは第三国の米国在外公館に出向かなければならなくなった。中でも投資・貿易（E）ビザは第三国での更新が認められておらず、更新のためには必ず日本に帰国しなければならない。また、更新手続の際に適時に面接の予約ができないこと、ビザ申請から交付までに要する時間が不明確・長時間であること、本年6月にビザ申請料金の支払方法が変更され米国からの直接支払ができなくなったこと等、ビザの円滑な更新を妨げる事情も存在している。この結果、在米日本企業は、駐在員及びその家族のビザ更新手続のための旅費、宿泊費等、多額の出費を強いられているほか、駐在員がビザ更新のために数週間帰国している間、その所属部署の業務が滞るのを防ぐため、別途日本から新たに駐在員を呼び寄せなければならない例や、中には事業が完全に停止してしまう例も見られる。また、ビザ更新のために米国を離れる駐在員の子女の教育上の支障が懸念される。

日本国政府は、米国政府に対し、以下を求める。

- (a) 国務省における全てのビザ更新手続を再開すること。
- (b) (a)の措置を早急に採ることが困難な場合の措置として、投資・貿易（E）ビザの第三国での更新を即時に認めること。

- (c) 日本、第三国のいずれでビザ更新を行うにせよ、更新に要する時間を短縮し、ビザ申請から交付までに要する期間を明確にし、ビザ申請料金の米国からの直接支払を再び可能にする等、ビザ更新手続を効率化・円滑化すること。

(2) ビザ申請取得可能な在日米国公館の拡大

日本国政府は、米国政府が 2006 年 4 月、札幌総領事館において、月 1 度、非移民ビザの申請手続を行うパイロットプログラムを開始したことを歓迎する。しかし現在も、日本において日常的にビザ申請手続を行うことができるのは東京の米国大使館、大阪・神戸及び沖縄の米国総領事館に限定されている。したがって、特に九州在住の申請者は高額の交通費、滞在費をかけて東京や大阪まで申請に行かなければならず、また、米国から帰国してビザ更新手続を行う在米駐在員にとっても希望する在日米国公館の予約が取れない場合には、他の在日米国公館まで赴かざるをえないなどコスト増の要因となっている。

日本国政府は、米国政府に対し、札幌で再開されたビザ申請手続を継続するよう求める。また、名古屋及び福岡の各米国領事館におけるビザ申請手続を、札幌におけるパイロットプログラムの拡大などの形で開始するよう求める。

(3) ビザ発給及び有効期限について

- (a) ビザ更新は日本国民にとって大きな負担となっている中、更新の需要そのものを減らすという観点から、ビザの有効期間自体を長くすることが問題解決に資すると考えられる。日本に赴任する企業内転勤の外国人に 5 年間有効なビザが発給されているのに対し、L ビザの有効期間が 2 年又は 3 年しかないことに鑑み、日本国政府は、米国政府に対し、相互主義の観点から、5 年間有効の就労ビザを発給するよう求める。
- (b) L ビザについては最大 2 回、H-1b ビザについては 1 回しか更新が認められていない。このため、企業は人材の長期的な活用ができず、継続的な事業の実施に支障が生じている。日本の企業内転勤ビザの更新については、このような更新回数の制限がないことに鑑み、日本国政府は、米国政府に対し、相互主義の観点から、これらのビザの更新可能な回数を増やすよう求める。
- (c) 日本国政府は、米国政府に対し、E ビザ発給の要件を緩和し、H-1b ビザの年間発給枠を再度拡大する等ビザの審査基準を緩和するよう求める。

2. 運転免許証

(1) Real ID 法

2008年より施行される Real ID 法は、連邦政府機関は同法の要件に従わない州で発給された運転免許証を公的目的の身分証明書として受理してはならないと定めており、要件の一つとして「外国人に発給される運転免許証の有効期間は、定められた滞在期間のみとし、定められた滞在期間がない場合は一年とする」としている。本法により、各州で外国人に発給される運転免許証の有効期間が滞在許可期間に限られることとなれば、在留邦人はより頻繁な運転免許証の更新手続きを強いられる。事実、同法の施行を待たずして、カリフォルニア州など多くの州で運転免許証の有効期間を滞在許可証(I-94)の有効期間に限定するよう規則が改められている。また、公的目的の身分証明書として運転免許証を使用できないことになれば、在留邦人は身分証明のために旅券を常時携帯しなければならなくなり、旅券の盗難や紛失の可能性、ひいては、その旅券が犯罪やテロに用いられる危険性が大いに高まる。

日本国政府は、米国政府に対し、以下を求める。

- (a) 各州が本法を実施した場合に、在留邦人に過度の負担を強いることのないようにするとの観点から、米国入国ビザのような有効期間の長い書類をもって「定められた滞在期間」の証拠書類とすること。また、運転免許証の有効期間を滞在許可証の期間に限定した州に対し、少なくとも合法的な滞在者に対しては、有効期間を延長するよう働きかけを行うこと。
- (b) 本法の有効期間の要件を満たさない州の運転免許証の取扱いについて、外国人が身分証明手段として常時旅券を携帯せざるを得ないような事態を生じさせないように、本法にいう「公的目的」を明確かつ真に必要な範囲に限定すること。
- (c) 具体的な影響が不明確であることによる在米邦人の懸念を払拭し、実施細則の制定が遅れることに伴う上記のような各州の運用上の混乱を緩和するため、明確な実施細則を早期に制定すること。

(2) 各州の制度の改善

運転免許証の発行に関し、州によっては、発行手続に必要な書類や、発行に要する日数の面で在米邦人に多大な負担を課している州がある。日本国政府は、米国政府に対し、米国各州に対し、過度の負担を課すことのないよう働きかけを行うことを求める。また、以下の事項について働きかけを行うよう求める。

(a) 国際運転免許証の取扱いの改善

多くの州では、国際運転免許証の有効期間内であるにも関わらず、州内に住居を定めてから一定期限内に州免許の取得を義務づけ、あるいは短期間で国際運転免許証を失効させてしまうなど、国際運転免許証による運転に対し制限を設けている。日本国政府は、米国政府に対し、米国も当事国となっている道路交通に関する条約の趣旨に基づき、日本の当局が交付した国際

運転免許証により運転可能な期間を入国後 1 年間として取り扱うよう各州に働きかけることを求める。

(b) ジョージア州における自動車運転免許証の没収

ジョージア州では、同州の運転免許証を取得する際、日本の運転免許証及び国際運転免許証を没収することが州法で定められており、没収された免許証は廃棄処分され、返還されないこととなっている。このため、邦人が日本へ一時帰国（出張）する際、ジョージア州で改めて国際免許証を取得しなければならず、時間的、金銭的負担となる。さらに、日本の運転免許証については日本に帰国した際に再交付を受けなければならない。日本国政府は、米国政府に対し、以前のように没収した免許証を返還するよう同州に働きかけることを求める。

(c) マサチューセッツ州における実技試験時の同乗者同行義務

マサチューセッツ州では、州の規則により、運転免許証取得の際の実技試験において、21 歳以上で有効な州免許証を所持し、かつ 1 年以上の運転経験のある者（同乗者（スポンサー））の同行を義務づけている。渡航後間もない時期に直ちに適当なスポンサーを見つけるのは難しい場合もあり、在米邦人の免許証取得に不都合が生じている。日本国政府は、米国政府に対し、当該規則の廃止、又は外国人にとって過度な負担とならないような規制の緩和を同州に働きかけるよう求める。

(d) テネシー州における「自動車運転証明書」の発行

テネシー州で発行されている「自動車運転証明書」は、自動車運転免許証が備えていた写真入り身分証明書としての機能を備えていないことから、日常生活においてパスポートを常時携帯しなければならない等、不便な生活を強いられている。日本国政府は、米国政府に対し、当該措置を廃止し、写真入り身分証明書としての機能を有する運転免許証を発行するよう同州に働きかけることを求める。

3. 出入国管理

米国の出入国審査手続に際しては多大な時間を要する場合があります。飛行機の乗り換えができなくなる等の問題が生じている。特に近時、テロ対策や不正入国防止のため入国審査手続に要する時間が長くなったのみならず、例えば、米国に出入国を繰り返す旅客を対象にした簡易入国審査システム（INSPASS）が停止され、また米国・メキシコ間国境の簡易出入国審査制度（SENTRI）の申請手続が遅滞する等、簡易な入国審査のための制度の利用が制限されている。日本国政府は、テロ対策や不正入国防止の必要性を認識しつつ、合法的な人の移動の円滑化を両立させる必要があることを指摘し、米国政府に対し、以下を求める。

(1) 各出入国地点で審査に要している時間を把握の上、更なる入国審査手続の迅速化のために必要な措置をとること。

(2) 入国審査手続簡素化のため、INSPASS を再開すること。

(3) 入国審査手続に要する時間を短縮するため、SENTRIの手続を迅速化すること。

4. ICチップ非搭載の緊急旅券及び「帰国のための渡航書」の扱い

米国政府は、2006年10月26日以降に発給される旅券については、ICチップを搭載した旅券でなければビザ免除措置の対象とはならないとしている。一方、日本が在外公館で発給するICチップが搭載されていない緊急旅券(1年間有効)及び帰国のための渡航書についても、現在はビザ免除プログラムの対象として、臨時入国許可を適用することとしている。しかし、状況次第で米国政府が緊急旅券や帰国のための渡航書をビザ免除プログラムの対象外とする可能性があるのではないかと懸念されている。

日本国政府は、米国政府に対し、引き続き緊急旅券及び帰国のための渡航書によりビザ免除プログラムの下で米国通過を認めることを求める。

5. 滞在許可証

(1) I-94 更新手続の迅速化

I-94の更新手続に2～3か月間と長期間を要しており、更新期間中は事実上出入国ができないため、在米邦人の事業活動に支障を来している。日本国政府は、米国政府に対し、更新手続に要する時間の短縮化を求める。

(2) I-94 の有効期間の延長・自動更新

I-94の有効期間が短く、特にEビザ(有効期間5年)で入国する場合、I-94の有効期間は最長2年しか認められないことに対し、在米日本企業や駐在員から、頻繁な更新が必要であり金銭的・時間的負担が大きいとの懸念が表明されている。日本政府は、米国政府に対し、特にEビザ所持者のI-94の有効期間を延長すること、ビザの有効期間中はI-94の自動更新を認めることを求める。

6. 社会保障番号

(1) 社会保障番号取得期間の短縮化

米国社会保障庁(SSA)の各地出先機関においては、社会保障番号(SSN)の申請書類を受理した後、米国国土安全保障省のデータベースとオンラインで申請者の入国資格等を照合し、SSNの発給に問題がないことが確認できればSSNを発給することとしている。SSAと国土安全保障省は、移民資格を確認する作業を迅速化する努力を継続してきていると承知しているが、現在でもSSNの発給には2か月程度を要しており、SSNが銀行口座の開設やクレジット

カードの契約等駐在員の赴任直後の現地生活の立ち上げに必要となることから、在米駐在員が不便を強いられている。

日本国政府は、米国政府に対し、SSN の発給が速やかに行われるよう、必要な措置を講じることを求める。また、前回の報告書で言及された入国時登録プログラムの拡大の検討状況を含め、米国政府が行っている作業を明らかにするよう求める。

(2) 駐在員家族への社会保障番号発給

米国での日常生活においては SSN の提示を求められることが多いが、非就労ビザを保持する駐在員家族には SSN の発給が認められてこなかったため、日本国政府はこれまで駐在員家族への SSN 発給を認めるよう求めてきた。これを受けて、前回の報告書において米国政府は、国土安全保障省の就労許可を得、あるいは有効な非就労の理由があれば SSN の有資格者であると認めるとしている。しかし、現在も引き続き駐在員家族は SSN が取得できず、日常生活に不都合が生じているとの報告が寄せられている。

日本国政府は、米国政府に対し、前回の報告書にあるとおり国土安全保障省の就労許可を得、あるいは有効な非就労の理由があれば SSN の発給を認めるとともに、この措置について広く周知の努力をするよう求める。

7. 納税者番号

納税者番号 (ITIN) の取得は原則的に年 1 回の確定申告の手続の際 (2 月から 4 月) にしか申請することができなくなっている。このため、SSN の発給を受けられず、代替手段として、ITIN を身分証明書として使用せざるを得ない日本人駐在員家族が、運転免許証の取得や所得税の控除申請等の際に困難に直面している。

日本国政府は、米国政府に対し、確定申告時以外でも、ITIN の申請が行えるように制度を見直すよう求める。

・特許制度

米国は、世界で唯一「先発明主義」を採用する等、国際基準と比較して特異な制度を有している。外国の出願人が米国に出願する際には、その特異な制度に合わせて、自国に出願する場合とは異なる個別の対応をする必要があり、不要な追加的コストを負担している。これは、米国の出願人が外国に出願する際も同様となっている。日本国政府は、米国政府がこのような特異な制度を国際基準に合致させることが、米国及び外国の出願人にとって有益であると確信する。

1．先発明主義、インターフェアレンス（抵触審査）

米国が、特許制度上採用する先発明主義の下では、二者以上の者が別々に発明を行って各々出願した場合、誰が最先の発明者であるかを決定するインターフェアレンスの手続が行われる。

特許出願人の立場からすると、(a)先発明者の出現で事後的に特許権者の地位が覆されることがあり得る点で確実性、予見性がないこと、(b)インターフェアレンス手続に長期間を要するとともに多大の費用がかかること、(c)インターフェアレンスの過程で出願した発明又は特許に含まれた技術情報が漏洩する危険性等の問題がある。

また、複数の発明者が独立に同一の発明を行い、かつ、前記発明者のうちの複数に特許が与えられた場合（ダブル・パテント）には、第三者はダブル・パテントを自ら解消する手段を持たないため、各権利者へ重複して特許権使用料を支払い続ける必要が生じるという意味で、不当な不利益を被る可能性がある。

日本国政府は、国際的な特許制度調和の動きをも踏まえ、米国政府に対し、世界標準となっている「先願主義」へ早期に移行するよう求める。また、移行までの暫定的措置として、インターフェアレンスの手続の簡素化を引き続き求める。

2．例外を設けた早期公開制度

1999年11月に成立した米国の改正特許法によって導入された早期公開制度は、外国に出願されていない米国出願、及び対応外国出願に含まれていない米国出願の内容について、出願人の申請により非公開にできるという例外を設けている。

申請により非公開にされた出願内容は、権利付与後に特許公報が発行されるまで他者に公開されないため、出願明細書に記載された発明と同一の内容について善意の第三者が重複して研究開発投資や事業化投資を行う可能性があり、事業損益の予見可能性の観点から問題が大きい。

また、特許審査が長期化した場合には、その間に開発技術を独自に実用化した第三者が、特許申請中の発明に抵触する商品の市場規模を十分に拡大させた後に特許が成立する可能性があり、莫大なライセンス料を請求されるといういわゆる「サブマリント特許」の問題が生じ得る。

日本国政府は、米国政府に対し、早期公開制度に設けられている例外規定を廃止し、係属していない出願、秘密指令下にある出願を除くすべての出願について、最先の出願日から18か月経過後に公開するという、日米包括経済協議の下で1994年に両国間で合意された内容の履行を

引き続き強く求める。

3．再審査制度

米国は、特許権成立後に権利の有効性を再検討する制度として再審査制度を設けており、1999年11月に成立した特許法の改正により、従来の査定系再審査の選択肢として当事者系再審査の制度を導入した。また、2002年11月に成立した特許法の改正により、再審査制度がさらに改善された。

しかしながら、米国の再審査制度は、再審査請求の理由が刊行物記載の先行技術文献の存在を理由とするものに限られ、日米合意事項である明細書の実施可能要件不備、明記要件不備を理由とする再審査請求が認められていない。

日本国政府は、米国政府に対し、再審査制度において、米国特有の要件であるベストモード要件を除く米国特許法112条のすべての要件不備を再審査請求の理由として認めることを引き続き強く求める。

4．単一性を満たさないことによる分割要求

一つの出願に二以上の別の発明が含まれている場合、審査官は発明の単一性（一つの出願には独立した発明が一つだけ含まれる）を維持するために、特許請求の範囲の記載内容を部分的に選択して出願を分割するよう要求を出す。

米国の単一性の判断基準は特許協力条約（PCT）の規定よりも厳しく、PCT経由の米国出願では単一性要件を満たすと認められるものであっても、工業所有権の保護に関するパリ条約に基づく優先権を主張して出願すると単一性違反と判断される場合がある。

複数国へ出願する出願人が、単一性要件について米国特有の基準に合わせた出願準備（特許請求の範囲の検討）を行うことは、実務的に困難である。

分割要求を受けて選択クレームを決定すると、選択されなかったクレームは審査の対象から外されるので、非選択クレームを維持したい場合には、原出願の特許発行前に分割出願する必要がある。分割出願を行うことは出願人に再度の手間と出費を強いることとなり、大きな負担増加である。

また、他国において単一性を認められる発明が、米国内において複数の出願として存在することは、出願を管理する出願人あるいは特許を維持する特許権者にとって、また特許権への抵触を回避するために特許を監視する第三者にとっても負担となる。

日本国政府は、米国政府に対し、単一性の要件を緩和することを引き続き求める。

5．後願排除効力に関する判例法理「ヒルマー・ドクトリン」及び言語差別規定

米国特許法では、第119条の規定により、パリ条約第4条の優先権制度を導入している。すなわち、外国における最先の出願日から12か月以内になされた米国出願は、前記最先の外国出願日にされた米国出願と同一の効力を有するとされる。

しかしながら、米国の判例・実務においては、判例により確立された法理「ヒルマー・ドク

トリン」に基づき、前記効力のうち、明細書記載事項が先行技術として第三者による後願を排除できる効力の発生日は、最先の第一国出願日までは遡及せず米国出願日までしか遡及しないとされている。

また、米国特許法第102条(e)には、国際出願が米国を指定し、かつ、英語により国際公開された場合には、当該国際出願の後願排除効力は国際出願日から発生するが、英語以外の言語により国際公開された場合には、後願排除効力が生じないとする言語に依存した差別的取り扱いが規定されている。

日欧においては、外国出願を優先基礎とする国内出願は、最先の第一国出願日まで遡及して、かつ明細書の記載事項全体が後願排除効力を有する。また、国際公開言語によって後願排除効力が異なるということもない。これに対して、米国においては同様の待遇が保証されていないことは不平等である。

他言語への翻訳を要する外国出願を行う者にとって、パリ条約第4条の優先権制度が与える12か月の猶予期間や国際出願における翻訳文提出までの猶予期間は準備等の都合上その意義が大きいにもかかわらず、ヒルマー・ドクトリンや第102条(e)による後願排除効力の制限は、パリ条約が規定する優先権制度やPCT制度の有効性を狭めることとなり、日本の出願人にとって不利益が大きい。

日本国政府は、米国政府に対し、ヒルマー・ドクトリンに基づく判例及び実務について、明細書の記載事項全体が最先の第一国出願日まで遡及して第三者の後願を排除する効力を有するように改善することを引き続き求める。加えて、第102条(e)に基づく言語差別の撤廃を求める。

6. 先行技術の情報開示義務の緩和

米国において、出願人は、特許が発行されるまで、自己の知る重要な先行技術文献情報の全てを米国特許商標庁に対して開示する義務を負う(IDS制度)。文献のリストと共に文献のコピーを提出する必要があるが、米国特許及び米国特許出願公開のコピーの提出は不要とされている。また、先行技術文献が英語以外の言語で書かれている場合には、「関連性についての簡潔な説明」の提出も必要とされている。さらに、侵害訴訟の過程において、特許出願審査過程における情報開示義務違反が認定された場合、全クレームについて特許権の権利行使不能という厳しい制裁が課される。

このため、米国に出願している日本の出願人は、その米国出願に対応する日本出願について拒絶理由通知を受けて新たな先行技術文献を知った場合には、その都度、当該先行技術文献情報を米国特許商標庁に提出することが必要となる。しかもその際、引用された文献が日本の特許公報であった場合、米国特許商標庁は特許庁間のデータ交換により日本、欧州の特許公報のデータを既に有しているにもかかわらず、文献のコピーを提出する必要があり、出願人の負担となっている。また、各文献に「簡潔な説明」をつける必要があり、多くの場合は部分訳、英語抄録等の提出を行うが、どの部分について部分訳を作成するかまたは英語抄録で足りるかの判断、翻訳内容の確認、翻訳費用等の多大な負担が発生している。

さらに、2006年7月に米国特許商標庁から提案されたIDS制度に関する規制改正案は、出願人に対し更なる負担を求めるものであるが、特に非英語文献に対しては、審査着手以前の提

出であっても、文献の特徴部分の特定とクレームの構成との関連の説明が求められており、英語文献の場合よりも負担がはるかに大きくなっている。

よって、日本国政府は、米国政府に対し、これら情報開示義務に係る負担を軽減すべく「簡潔な説明」の提出を不要とする、既に米国特許商標庁が有している特許公報については出願人に提出を求めないようにする等の緩和措置を引き続き求める。また、2006年7月に公表されたIDS制度の規則改正案について、英語文献提出に比べ重くなっている非英語文献提出の負担を軽減することを要望する。

7. 植物特許

植物新品種に保護が認められるための「新規性」は、当該品種がある国で既に販売されていても、他国においてはその国での販売開始から4年（樹木及びびどうについては6年）以内は認められることが植物新品種保護国際同盟（UPOV）条約において規定されており、日本の種苗法もこれに適合したものとなっている。

しかしながら、米国特許法は、塊茎植物を除いた無性繁殖性植物について、米国又は他国で特許を与えられるか若しくは刊行物記載（出願公表）された日、又は米国で一般に利用若しくは販売された日から1年以内のみ新規性を認めている。

米国特許法の下で新規性要件を満たすためには、米国で販売されていない場合でも出願公表された時点から1年以内に米国に出願しなければならないことから、日本企業は、将来米国で販売するかどうか不明確であっても、米国における新規性確保のため期限内に出願せざるを得ず、無用なコストが生じる状況となっている。

したがって、日本国政府は引き続き、米国政府に対し、米国特許法上の植物特許の新規性要件を、UPOV条約の規定に従い、当該品種がある国で販売されていても、米国で販売されていない場合は、他国での販売開始から4年（樹木及びびどうについては6年）以内とするよう要望する。

政府調達

連邦バイ・アメリカン法及び同趣旨のルールについては、日本国政府は、米国政府に対し継続して改善要望を行っているが、依然として同法が広範囲に適用されていることから、改めて改善を求める。

日本国政府は、連邦政府機関の予算関連法において外国製品及びサービスの政府調達を制限する動きや、州レベルでの明示的な内外差別の規定等は、自由な貿易取引に与える影響に照らし懸念しており、政府調達における内外無差別の原則を確保する観点から、米国政府に対して、米国企業と外国企業に平等な事業機会を確保することを求める。特に、以下の法規制について改善を求める。

1. 防衛授権法及び国防省調達規則

米国国防省の調達に関し、米国企業と日本企業の間でも多くの商談が行われているが、国防省調達規則において、内外無差別など自由貿易の原則にそぐわない規制が存在している。本年1月に成立した2006年防衛授権法においても、米国国防省の調達について外国製品の購入を一般的に制限する条項は削除されたものの、依然としてバイ・アメリカンの規定が含まれている。

また、国防省調達規則の複雑さ故に、欧州などビジネスの競合国が同種の製品を取り引きしているにもかかわらず、日本製を理由に調達先から排除されるケースがあることから、日本企業の間で混乱が生じており、照会を行っても取引先である米国企業からも国防省の関連部局からも明確な回答が得られないケースがあるとの報告を受けている。

については、日本国政府は、米国政府に対し、これらの規制が我が国企業の活動を制約することのないよう適切な措置を講ずることを要望する。

2. 安全で責任のある柔軟かつ効率的な交通標準化法

安全で責任のある柔軟かつ効率的な交通標準化法についても、二種類のバイ・アメリカンの規律が規定されている。一つには、連邦輸送局が大量輸送機器を購入するための連邦資金受領条件として、米国製の鉄鋼などを対象に定めており、加えて、米国产鉄道車両となるための条件として全部品コスト中60%以上が米国製部品のコストでなくてはならないとの要件等を付している。具体的には、台車（車輪・車軸含む）、モーター、ブレーキ、エアコン、ドア、いすなどの全ての部品について、車両製造業者が下請け業者から購入する部品代金と、車両製造業者自身の製造コストの合計の6割以上が米国製部品のコストである必要がある。

二つ目に、連邦高速道路局が高速道路計画のための連邦資金受領条件として、その調達対象を米国产鉄鋼に限定する旨規定している。

これらの要件は自由貿易を阻害し、米国企業の効率的で最適な部品調達行動を阻害し、また、米国政府の調達コストの増大にもつながる。このため、米国製品部品比率や調達対象の限定などバイ・アメリカンの規定撤廃を求める。

・基準・規格

1. コンテナ重量制限

日本を含む多くの国では、コンテナ輸送を行う際、国際標準化機構（ISO）による国際貨物コンテナの規格に基づき、コンテナの総重量を最大 30.48 トンまで認めている。

一方、米国は、連邦重量法により、積み荷あるいは積み荷が中に入れられて動くコンテナについての重量基準を制定しておらず、それらを含めた車両全体とそれに関連する車軸に係る重量についての基準を定めている。州間高速道路における最大総車体重量は、橋梁規格によってより軽い総車体重量が規定されているところを除いて、8 万ポンド（36.3 トン）である。

この総車体重量 8 万ポンド（36.3 トン）から、（1）牽引トラクターの重量（平均 9～12 トン）（2）コンテナトレーラーの重量（平均 4～6 トン）（3）コンテナ自体の重量（平均 3 トン）を除けば、大凡のコンテナ積載重量が算出できるが、算出結果は約 15～20 トンであり、これは ISO 基準における最大のコンテナ積載重量 30.48 トンを 10～15 トン（2.2～3.3 万ポンド）も下回るものである。

また、現行制度の下で、一部の州では重量超過物の移動に関する許可を各州政府から取得可能であることも第五回報告書では紹介されているが、各州毎に規制の内容も異なり、許可も州毎に取得しなければならないことから、輸送業者の負担は解消されていない。

日本国政府は、米国政府に対し、連邦重量法における重量規制が、ISO規格に基づく規定と非整合的であり、それが、物流の効率性を阻害し、米国の輸送業者の配送遅延、輸送コスト増大に伴う商品単価の上昇大等を招いていることを認識するとともに、車体重量に関する規制について、総車体重量の上限を現行の8万ポンドから10万ポンド超に引き上げ、国際的な基準に適合したものとするよう求める。また、連邦レベルにおける国際基準の受入れがなされるまでの間の暫定的な措置として、現在各州においてとられている重量超過物の移動に関する各州政府への認可手続きが、連邦政府で一元的に取得できるようにする等、輸送業者の負担を軽減するための措置をとるよう要望する。

2. メートル法の推進

メートル法は、国際標準化機構（ISO）等国際標準化機関における国際規格・基準の策定に当たっての基準単位として採用されている。世界各国が国際単位であるメートル法の採用を進めている中、米国は、メートル条約の締結国であるにもかかわらず、いまだにヤード・ポンド法の単位を使用し続けており、これが、日常生活の不便のみならず、国際貿易上の障害となっている。

第5回両国首脳への報告書にも報告されている米国商務省標準・技術研究所（NIST）による取組は歓迎するが、メートル法のみを表示を許可するだけではなく、実際にメートル法の普及を促進するための措置が必要である。

貿易の技術的障害に関する協定（TBT 協定）においても国際標準の採用による国際貿易の技術的障害の低減を推奨しており、米国がこれに向けて必要な行動を取っていないことは、TBT

協定を含む WTO 協定の精神を遵守していないものと言える。

ついては、日本国政府は、引き続き、米国政府に対し、米国における公共部門及び民間部門において、メートル法の採用を徹底させることを求める。また、メートル法の普及のために米国政府が採っている実効的な政策を提示するよう求める。

3．環境規制の統一化

環境に関する市民の関心の高まりもあり、米国各州で環境に関する規制が強化されつつある。環境規制の強化には異論はないが、米国では、各州がそれぞれまちまちな対応方法及び速度で規制強化を進めているため、日米双方の企業が全米又は複数州にまたがる事業活動を行う際に大きな負担となっている。さらに、今後、現在以上に多数の州で程度・内容において異なる環境関連規制が導入される場合には、販売しようとしている製品が販売地域のすべての州の関連規制を満たしているかどうかを確認することは、特に外国企業にとっては極めて困難になる。

ついては、各州の廃電子機器のリサイクル関連法、水銀規制関連法、エネルギー効率規制関連法、有害物質表示規制関連法に見られるような州毎の規制について、連邦法の制定などにより統一化するように要望する。これが困難な場合、連邦レベルで各州規制の調和に向けた各州向けの指針を发出すること、又は、個々の工業製品について各州でいかなる基準を満たす必要があるか、規制の対象範囲、施行日等についての情報を分かりやすく取りまとめること、シングルウィンドウを設置すること、製造業者向けの履行ガイドラインを作成すること等、企業に過度の負担が強いられないよう連邦政府の対応を求める。

また、4年目の両国首脳への報告書において、米国政府は、環境保護庁と各州が連携し、各州の環境規制への取り組み方がより統一的なものとなるよう支援する旨報告したが、その後に取りられた具体的な措置、統一化の進捗状況を明らかにするよう求める。

4．牛海綿状脳症対策（飼料規制、サーベイランスの強化）

米国食品医薬品局は、30ヶ月齢以上の牛の脳及び脊髄など牛海綿状脳症（BSE）に関する高リスク原料について、全ての動物に対する飼料としての使用を禁止することを内容とする飼料規制改正案を昨年10月6日に公表したが、現時点で本改正案は実行に移されていない。

また、米国農務省は、BSEサーベイランスを2004年6月から検査頭数を拡大するなど強化して実施してきたが、サーベイランスの結果を踏まえ、本年8月、強化サーベイランスから新たな継続サーベイランスに移行した。

一方、日本の食品安全委員会においては、昨年12月の米国産牛肉等に係る食品健康影響評価の結論への付帯事項として、

米国及びカナダでの BSE の暴露・増幅を止めるには、BSE プリオンの感染性の 99.4% を占める SRM（特定危険部位）の利用の禁止が必須である。牛飼料への禁止のみならず、交差汚染の可能性のある、他の動物の飼料への利用も禁止する必要がある。

米国及びカナダにおける BSE の汚染状況を正確に把握し、適切な管理対応を行うためには、健康な牛を含む十分なサーベイランスの拡大や継続が必要である。管理対応がある程度効

果を示し、流行が不連続で地域的な偏りや散発的な状況になった場合には、最低限、高リスク牛の全てを対象とした継続的なサーベイランスが必要であると考えられる。との指摘がなされている。

このため、日本国政府は、米国政府に対し、飼料規制の強化及び十分なBSEサーベイランスが行われるよう求める。

域外適用

国内法の域外適用は一般国際法上許容されないが、米国の再輸出規制や制裁法といった国内法に基づく措置の中には、国内法の域外適用のおそれがあり、WTO協定との整合性でも問題となる可能性があるものがある。日本国政府としては、引き続き米国と協力して、輸出管理には万全の体制で臨むところではあるが、米国内法の域外適用によって日本企業が不利益を被ることは看過できるものではなく、再輸出規制及び制裁法につき、以下のとおり改善を求める。

1. 再輸出規制

日本は全ての国際輸出管理レジームに参加するとともに、2002年の大量破壊兵器に係るキャッチ・オール規制の導入を含め、厳格な輸出管理制度を採用し、実施してきている。また、輸出管理の強化・維持には輸出相手国の協力も必要との観点から、アジア諸国を中心にアウトリーチ活動を積極的に実施するなど、地域における輸出管理体制強化を図ってきている。このように、日本は厳格な輸出管理を実施していることから、米国が日本からの再輸出について日本の輸入者（再輸出者）に対し、規制を行わなければならない根拠は乏しいと考えられる。日本国政府は、米国政府に対し、同規制の適用から日本の輸入者（再輸出者）を除外することを求める。

また、日本の輸入者（再輸出者）にとっては、米国の輸出者から米国産品に関する十分な情報を得られないことにより、当該米国産品の再輸出に際して、規制品目の特定や規制の該非判定等が大きな負担になるとともに、健全な貿易取引が阻害されるという重大な問題を招いている。ついては、再輸出規制からの適用除外が困難な場合の当面の措置として、日本国政府は、米国政府に対し、米国輸出管理当局が許可（ライセンス）を付与する案件については、日本の輸入者（再輸出者）に輸出管理品目番号（ECCN）を含む品目情報の十分な提供を行うよう米国の輸出者に義務付けることを改めて強く求める。

2. 制裁法

米国の制裁法に基づく制裁措置は、米国企業のみならず世界中の企業による制裁対象国への投資意欲や当該国との経済関係構築を大きくかつ不当に萎縮させるものである。また、法的にも、一般国際法上許容されない国内法の域外適用になりうるのみならず、WTO協定との整合性で問題となる可能性がある。さらには、個々の制裁法の運用においても、公平性、透明性及び予見可能性が確保されていない。これら全ての観点から、日本国政府は、規制改革イニシアティブを含むあらゆる機会を捉えて米国政府に改善を求めてきたが、これまで米国側より十分な対応は得られていない。

日本国政府は、米国政府に対し、以下の制裁法について、国際法との整合性を確保しつつ慎重に運用するよう求める。特に、第三国の企業に対するこれら制裁法の適用を差し控えるよう求める。

(1) イラン自由支援法

日本国政府は、これまで、現実に外国企業による多数の対イラン投資活動が現時点までイラン・リビア制裁法（ILSA）の適用を受けていない中で、仮に日本企業のイラン投資案件にのみILSAが適用される、あるいは、これら外国企業に比べてより高い適用の蓋然性が存在する場合、明らかな二重基準となるとの懸念を表明してきた。

米国において2006年9月、ILSAを改正する形でイラン自由支援法が成立したが、同法の下でも引き続き、適用に際して国籍による区別がなされることが懸念される。日本国政府は米国政府に対し、ILSAの下でEU諸国の企業に現在まで与えられてきた扱いと同等のものが、今後日本企業にも保証されること及び米国政府がその旨を更に明確にすることを求める。

(2) ヘルムズ・バートン法（キューバ制裁法）

ヘルムズ・バートン法については、米国政府が本法の実施停止期間を6か月ごとに延長してきていることは評価するが、日本国政府は、米国政府に対し、2006年11月、国連総会においても、同法に対する懸念が圧倒的多数の加盟国の支持によって決議されている事実を十分認識し、引き続き実施停止を継続するよう求める。

(3) 地方レベルの制裁法

日本国政府は、米国政府が州及び地方レベルでの制裁の取組みが連邦政府の外交政策を支持するものとなることを確保すべく、州及び地方行政府に働きかけるよう相当の努力をしてきていることを評価するが、引き続き、米国政府が、カリフォルニア州アラメダ郡など一般国際法及びWTO協定と整合的でない制裁法を定める州及び地方行政府に対し、これらの制裁法を廃止又は執行を停止するよう働きかけを行うことを求める。

競争政策

競争政策の積極的な促進は、事業者による市場への新規参入や創意を促進し、効率的な経済環境を構築するものである。近年の世界経済のグローバル化の進展において、米国における競争政策の更なる促進は、日米両国の経済の活性化や企業及び消費者に様々な利益をもたらすものである。

日本国政府は、反トラスト近代化委員会における適用除外制度を含む反トラスト法の見直しや国際カルテルの摘発をはじめとする執行活動等、米国政府によって競争政策が積極的に展開されていることは承知しているが、米国政府に対し、とりわけ適用除外制度の見直しにつき更なる取組を要望する。

具体的要望は以下のとおりである。

1. 反トラスト法適用除外制度

日本国政府は、米国政府に対し、競争政策を積極的に促進する観点から、現存する連邦反トラスト法の適用に関する制限及び除外に係る適切な対象範囲について、引き続き、見直し及び意見表明を行い、かつ、存在に合理性のない制度については廃止するよう求める。

また、日本国政府は、米国政府に対し、州レベルでの反トラスト法適用除外制度についても、その見直しのための協力を積極的に進めるよう求める。

さらに、こうした一連の作業に係る公表文書を、日本国政府にとって入手可能にするとともに、これらの作業に関する進捗状況についての説明を求める。

X . 司法制度

国際的な通商及び人的交流の深化に伴い、法律サービスの国際化も進展しているが、米国の司法制度の中には、国際標準に比べて、企業に過度の負担を強いるものがある。こうした点に関し、日本国政府は、規制改革イニシアティブの下、米国政府と対話を行ってきたが、いまだ進展は不十分であり、引き続き改善を求める。

個別の要望は以下のとおりである。

1 . 製造物責任法

米国の製造物責任法は、賠償額が高額になり、その訴訟に備えるための保険料も高額になる等、米国で活動する日本企業のみならず米国企業にとっても過大な負担となっている。こうした中、米国政府が不法行為訴訟改革に向け取り組んでいることを歓迎する。州政府においても、いくつかの州で製造物責任法に対応した法律改正が実施されており、時効期間の制限、非経済的損失への賠償制限等の動きが出ていることも歓迎する。

しかしながら、その一方で、不法行為訴訟改革は、アスベスト訴訟、医療過誤訴訟、銃器製造業者向けの訴訟等、特定の業界に偏っており、訴訟案件の大多数を占める製造物責任法の改革については、その取り組みに進展が見られていない。

このため、日本国政府は、引き続き米国政府に対し、不法行為法改革の一環として、各州で進められている製造物責任の緩和を支持し、改正を働きかけるとともに、連邦レベルにおいて、既に連邦法案の議会提出などの形で試みられている賠償額の制限や時効期間の短縮などの製造物責任の緩和に向けた動きを推進することを求める。

2 . 懲罰的損害賠償

予測不可能な懲罰的損害賠償は、企業の存続も脅かすほど高額になるケースがある。過去、連邦最高裁判決（ステート・ファーム事件）により、懲罰的損害賠償に対して連邦法上の制限が課されることとなったが、その後の判決などにおいてこの制限が金額・予測可能性いずれの面においても効果的に機能しているとは言い難い。日本国政府は、米国政府に対し、一部の州法で立法化されている、（１）実損額との関係における金額的制限、（２）懲罰的損害賠償が認められる行為類型の制限的列挙、（３）懲罰的損害賠償が認められるための条件に関する立証責任の厳格化について、連邦レベルで立法化することを引き続き求める。

3 . 陪審制度・証拠開示制度

独占禁止法、証券取引法その他企業活動に関わる訴訟は、比較的複雑かつ専門的であるため、陪審による判断の妥当性に大きな疑問が残る場合が多く、日本国政府は、４年目の対話において、企業活動に関する訴訟は陪審の例外とするなどの改善措置を要望した。

また、消費者が企業を相手取って訴えを提起する場合、米国の広範な証拠開示手続により、原告

側は十分な証拠なく訴えを提起できる一方で、被告側は証拠開示手続への対応だけでも莫大な弁護士費用が発生しうるため、結果として企業経営に甚大な影響を与えることが多く、日本国政府は、4年目の対話において、原告側からの証拠開示要求の妥当性について厳格に判断するよう制度の改正を要望した。

米国政府は、第四回報告書において、現政権は司法改革を包括的な経済拡大政策の基盤であると位置付け、企業が被っている不当な負担を軽減するとしていたが、本件各事項に関する進捗の説明、及び企業が被っている不当な負担を軽減するために改善措置を取ることを米国政府に対して求める。

XI. サービス

1. 海運業

(1) 1920年商船法に基づく制裁措置及び日本の港湾事情に関する報告要求

1920年商船法第19条(1)(a)により、外航海運に影響を与える規則を策定する権限が、米国連邦海事委員会（FMC）に対して与えられている。

FMCは、1997年9月に日本の船社に対し、一方的制裁措置を発動し、1999年5月に撤回したものの、引き続き日米船社に対して日本の港湾の状況をFMCに報告するよう要求している。当該制裁措置の根拠となったFMCの規則は、相手国船舶に対する最恵国待遇、内国民待遇の付与等を規定した日米友好通商航海条約に違反するものであった。（同規則は1999年5月に撤廃された。）については、米国政府に対し、連邦政府として、FMCに対する働きかけを強化する等により、このような一方的制裁措置が今後行われることがないよう確保することを強く求める。

また、FMCは、同規則の撤廃後、日本船社及び米国関係船社に対し、日本の港湾事情の改善状況について引き続き報告を求めている。

日本の港湾事情については、事前協議制度の大幅な改善実現、港湾運送事業法改正による需給調整規定の撤廃による新規事業者の参入実現、港湾の364日24時間フル・オープン化の実現等、関係者による取り組みの成果が現れているところである。

このような日本の港湾事情の大幅な改善にもかかわらず、2001年8月、FMCは、新たな指令により、報告の記載事項を増やすとともに、対象となる船社の範囲を拡大した。当該指令は、直接日本船社に日本の法令及び通達の提出を求めるなど、船社に提供を求めることが適当と考えられる範囲を逸脱するものであり、船社にとって不当かつ過大な負担となっている。

仮にFMCが、上記のような日米友好通商航海条約に違反する一方的な制裁措置を今後課すか否かについての判断をするために報告の範囲を拡大したのであれば、FMCの権限の乱用に当たる重大な問題であり、極めて遺憾である。

以上のことから、日本国政府としては、米国政府に対し、報告の根拠となる指令を撤回するよう強く求める。

(2) 1998年外航海運改革法による運賃設定への介入

1998年外航海運改革法により修正された1920年商船法第19条(1)(b)には、日本を含む外国海運企業と米国海運企業を差別し、その運賃設定のあり方等について一方的な規制を可能とする規定が含まれている。そもそも運賃設定のあり方は、商業ベースの自由な海運活動の基本であり、FMCが一方的にその規制を行うことは、自由な海運活動への介入及び外国海運企業のみに対する差別的介入にほかならないと考える。

1998 年同法の改正によりことさら運賃設定のあり方に対する介入が明文化されたことから、米国政府に対し、今後 FMC が市場の実情を無視して日本を含む外国海運企業による商業的海運活動を一方的に規制することのないよう確保することを求める。

(3) 新運航補助制度の廃止

毎年 1 億ドルを超える運航補助を 10 年間にわたって実施するという新運航補助制度 (MSP) は、2005 年 10 月以降も 10 年間延長され、かつ、補助金額及び対象隻数の拡大がなされている。この巨額の補助金の投入が、国際海運市場における自由かつ公正な競争条件を歪曲することは明らかであることから、日本国政府は、米国政府に対し、同制度の廃止を求める。

また、仮に廃止が困難である場合には、日本国政府は、米国政府に対し、以下の 2 点を求める。

- (a) 同制度の運用において、その適用を安全保障上、真に必要な徴用の場合に限る等、国際海運市場における自由かつ公正な競争条件への歪曲効果を最小限にする方策を採ること。
- (b) 第五回報告書において米国政府が確認した、MSP 補助対象船舶リスト及び MSP のいかなる変更に係る日本国政府への情報提供を、着実かつ遅滞なく実施すること。

(4) アラスカ原油輸出禁止解除法を含む各種貨物留保措置の撤廃

商船貨物であるアラスカ原油の輸出について、米国籍船使用の義務付けに代表される各種の貨物留保措置は、内国民待遇の原則に反する保護主義的性格が強いものであり、交渉期間中は新たな保護主義的措置を導入しないとする 1994 年の WTO 海運継続交渉に関する閣僚決定にも反するものである。

第五回報告書において、米国政府は、貨物留保等の措置が国際海運市場における自由かつ公正な競争を阻害するおそれがあるとの日本国政府の意見に留意している。日本国政府は、米国政府に対し、各種貨物留保措置の撤廃を引き続き求める。

(5) 内航商船の国内建造義務づけ

1920 年商船法 (ジョーンズ法) は、米国内の旅客・貨物輸送について、米国造船所で建造された船舶によるもののみを認めている。同法は、米国の造船市場の閉鎖性を象徴する不公正な規制であり、明らかに米国以外の造船事業者に不利益をもたらす、世界の造船市場における公正な競争条件を歪曲するものである。日本国政府は、米国政府に対し、米国以外の造船所で建造された船舶についても米国内の旅客・貨物輸送を認めることを求める。

2. 法律サービス

(1) 外国弁護士受入れ

国際的な通商及び人的交流の深化に伴い、法律サービスの国際化も進展しているが、米国における外国弁護士受入制度には、いまだ不十分な点が見られる。日本国政府は、規制改革イニシアティブの下、米国政府と対話を行ってきたが、いまだ進展は不十分であり、引き続き改善を求める。

(a) 外国弁護士受入制度の全州への拡大

米国において、外国弁護士受入制度を設けている管轄地は 25 の州及びコロンビア特別区に過ぎず、その他の州においては、外国弁護士が開業することが許されていない。米国政府の説明によれば、外国弁護士受入制度を設けている上記 26 管轄地の法律サービス市場の収入は、米国における全法律サービス市場の収入の約 85% となるという。しかし、日本においては、外国法事務弁護士は日本全国で活動することができ、法律サービス市場の 100% に当たる部分を開放している。日本国政府は、米国政府が、米国法律家協会（ABA）とともに外国弁護士受入州の拡大に努力していることを歓迎するが、引き続き外国弁護士受入制度を全州に拡大するため、米国政府の積極的な行動を求める。

(b) 外国弁護士の受入要件としての職務経験期間

外国弁護士受入制度を設けている管轄地における受入要件としての職務経験期間に関しては、第五回報告書において、米国から、テキサス州では、受入要件としての職務経験期間が 5 年から 3 年に短縮され、かつ、第三国を含むいずれの国における職務経験であっても構わないものとされた、との報告を受けた。日本国政府は、米国におけるこのような改善を歓迎するが、なお多くの州において職務経験期間に関する問題が解決されておらず、米国政府に対し、引き続き以下の事項の実現に向けて努力するよう求める。

(i) 職務経験期間の短縮

外国弁護士受入制度を設けている管轄地において、コロンビア特別区を除くすべての州が一定期間の職務経験があることを受入要件としており、多くの州ではその期間を 5 年以上としている。日本の外国弁護士受入制度では受入要件としての職務経験期間は 3 年で足りるとされており、米国のすべての州において、これを 3 年に短縮するよう求める。

(ii) 申請直前要件の廃止

外国弁護士受入制度を設けている州において、確認されている限りでは、受入要件として

の職務経験期間には申請直前の職務経験の期間のみが算入できるとされている。かかる直近要件は、日本の外国弁護士受入制度では課されておらず、米国のすべての州において、受入要件としての職務経験期間に算入できる職務経験の期間を申請直前のものに限定しないよう求める。

(iii) 第三国における職務経験期間の算入

外国弁護士受入制度を設けている州において、確認されている限りでは、受入要件としての職務経験期間に第三国における職務経験の期間の算入を認めているのは、テキサス州、ニューヨーク州及びインディアナ州の3州に過ぎない。日本の外国弁護士受入制度では第三国における職務経験期間の算入を認めており、米国のすべての州において、第三国における職務経験期間を算入可能とするよう求める。

(2) 外国弁護士による裁判外紛争解決 (ADR) 手続に関する規則

外国弁護士又は外国リーガルコンサルタント (FLC) によるADR手続 (仲裁手続を含む。以下同じ。) の主宰及び代理に関しては、各州がどのような規制を行っているかが明確に確認できないため、外国弁護士又はFLCが活動するに当たって支障が生じている。よって、日本国政府は、米国政府に対し、これらADR手続の規制内容を明らかにすることを求める。

3. 建設業

(1) 州別の建設業許可の調和等

米国では建設業者は州毎に営業許可を取得する必要があるが、かつ許可取得に必要な要件が各州で異なるため、複数の州で営業しようとする者にとっては、円滑な事業活動や新規事業開拓の障害になっている。

第五回報告書において、米国政府は米国州建設業者許可団体協会 (NASCLA) が2006年末までに全国建設業者許可試験を創設する取組みについて言及しているが、日本国政府は、この試験の早期創設を期待している。

日本国政府は、米国政府に対し、本試験制度の活用も含め、ある州で取得した営業許可は他の州においても有効なものと認めたり、連邦レベルで各州の許可手続の調和に向けた各州向けの指針を発出したりするなど、手続及び実質的な要件の両面において州別規制の調和・統一化を図るよう求める。

4. 保険業

日本国政府は、日米保険協議を通じ、米国政府と米国の保険分野での規制改革について議論を継続してきているところであるが、米国には依然、外国保険事業者が米国内で保険事業を営む上での障害となる規制が複数存在している。日本国政府は、規制改革イニシアティブの6年目の対話において、特に改善が望まれる以下の優先事項の改善を求める。

(1) 州別規制の調和・統一又は連邦監督制度への移行

米国では、保険事業の監督・規制が各州によって異なるため、複数の州で保険事業を行う場合、州毎に免許を取得する必要があるほか、複数の州で商品を販売しようとした場合、保険商品や料率の認可申請や重要事項の届出を複数州のすべてにおいて行う必要がある。

この結果、保険会社は、事業を米国で行うにあたり免許や認可を受けるため、各州法に基づく各州個別の審査に服することを余儀なくされている。また、州によっては、審査に要する期間が標準処理期間を大幅に超える例がいまだに発生している。このような状況は保険会社にとって、業務上大きな負担である他、時宜を得た顧客への対応を阻害する要因となっている。

このような実情を踏まえ、第四回及び第五回要望書において、手続及び実質的要件の両面において米国における保険事業の州別規制の調和・統一化の実現、並びに各州における審査の迅速化と透明性の向上を要望した。また、当該問題の解決のため、全米保険監督官協会（NAIC）のみならず、連邦政府からも現行制度の改善のための積極的働きかけを行い、各州における改善状況について、適時適切に日本国政府に情報提供するよう要望してきたところである。

しかし、残念ながら、各州の免許・認可申請手続きが未だ不統一であり、審査手続きも迅速化していない等、州別規制の調和・統一が図られていない。

一方で、日本国政府は、米国内においても現行の州別規制の問題点を指摘する声があり、連邦議会（上下両院）においても選択的連邦監督制度（Optional Federal Charter）の導入を提唱し、これを推進する動きがあると承知している。

については、日本国政府は、米国政府に対し、NAICと協力して以下を行うよう求める。

- (a) 米国における保険事業の州別規制の調和・統一を実効的に推進すること又は選択的連邦監督制度を導入すること。（例えば、州別規制を調和・統一する場合、ある州で免許・認可を受ければ、他の州においても、同様の業務を行うことができるような措置を含むものとする。）
- (b) 州別規制の実効的な調和・統一又は連邦監督制度への移行を推進する役割を担い、各州保険当局に積極的に働きかけ、改革実現のための具体的なスケジュールを日本国政府に提示すること。
- (c) 州別規制の調和・統一又は連邦監督制度への移行の過程の透明性を確保するため、その進展に関する情報を日本政府に適時適切に提供すること。

(2) 再保険引き受けにおける担保要件の撤廃

米国の保険制度では、外国保険会社が米国保険会社から再保険をクロスボーダーで引き受ける場合、外国保険会社に対し、担保として責任額の 100% に相当する額の信託勘定を米国内に置くこと、又は米国の出再保険会社に信用状を提出することを要求している。これは、米国における再保険ビジネスにおいて、外国保険会社に対して不当に過大なコストを課す制度である。また、この問題は、欧州の保険会社からも指摘されており、米国内でも NAIC の再保険タスクフォースにおいて制度改正を検討中であると認識しているが、当該担保制度の撤廃のための措置案は、未だ日本国政府に対し提示されていない。

については、日本国政府は、米国政府に対し、NAIC と協力して以下を行うよう求める。

- (a) 日本の保険会社が差別的な扱いを受けることのないよう、外国保険会社に不当に過大なコストを課す当該担保要件の制度を撤廃すること。
- (b) 現行の担保要件の見直しを行うに当たっては、その実施に向けた具体的なスケジュールを提示するとともに、当該改定後の制度によっても、日本の保険会社が差別的な扱いを受けることのないよう、配慮するとともに、検討過程における透明性を確保するため、その過程に関する情報を、適時適切に日本国政府に提供すること。

(3) 財産信託義務の廃止

米国の州別保険規制制度では、財産信託義務が外国保険会社の在米支店に課されている。これは、外国保険会社の支店に対して、純負債を上回る資産（州監督当局への預託金と銀行等への信託財産から構成されるもの）を米国内の銀行又は信託会社に維持することを義務付けるものである。

しかし、当該義務は、事実上、外国保険会社の支店が、その保有する資産の大部分を米国内に預託しなければならないため、自由な資金運用を大きく阻害し、多くの投資収益機会を逸する恐れがある。

日本国政府は、米国政府に対し、NAIC と協力して内外差別的な財産信託義務制度を廃止するよう求める。

XII. 金融

日本国政府は、緊密なる日米経済関係をさらに発展させていくために、金融サービス分野に関して、米国における日本の金融サービス提供者の市場アクセスを改善し、両国間の経済活動を一層促進していくことが重要であると認識している。

金融サービス分野については、財務金融対話を含めた各種協議を通じて、米国政府との議論を継続してきているが、米国には、依然として、日本の金融サービス提供者が活動する上での障害となる規制が複数存在している。日本国政府は、米国政府に対し、それらの規制の緩和および撤廃を求める。

個別の要望は以下のとおりである。

1. サムライ債のペーパーレス化に伴う課税問題

国際機関、外国政府あるいは外国企業が日本において発行する円建て債券（サムライ債）の発行残高約7兆円のうち、米国企業が発行したものは半数にのぼり、米国企業はサムライ債市場において重要な地位を占めている。また、サムライ債は、日本の機関投資家、個人投資家等において広く投資対象とされている。このように、サムライ債は、円建て資金を調達する米国企業および日本の投資家にとってメリットが高いものであり、サムライ債市場が健全に発展することが望ましい。

一方、2006年1月より、債券の振替制度においてサムライ債をペーパーレスで管理することが可能となった。サムライ債は、これまですべて非記名債券として発行されていたことから、米国税務上、サムライ債の利子に対する米国発行企業の源泉徴収義務は免除されていた。しかし、米国税務上、振替制度で管理される債券は記名債券として取り扱われることから、サムライ債の発行企業は源泉徴収義務を課せられることとなり、これが免除されるためには、サムライ債の権利者が非米国人であることの証明書を受領する必要がある。

こうしたことから、既発行のサムライ債の米国発行企業およびサムライ債を管理する金融機関等において、サムライ債の権利者が非米国人であることの証明書の授受など源泉徴収関連事務の負担が強く懸念されようになり、2006年3月以降、米国発行企業によるサムライ債の新規発行が完全にストップしている等、サムライ債市場の健全な発展に影響が生じている。こうした状況に対応する方法を検討するため、日本の市場関係者と米国政府の担当者との間において協議が続けられてきた。

これまでの協議における検討の状況を踏まえると、日本国政府として、振替制度で管理されるサムライ債について、米国財務省規則 1.871-14(e)に規定する米国外向け記名債券（Foreign Targeted Registered Obligations）に関するルールが適用されることが最も現実的であると

考える。当該ルールが適用されれば、所要の報告義務を履行することによって米国発行企業は源泉徴収義務を免除されるため、現在ストップしている新規発行の再開を促すことが可能となるほか、米国発行企業および金融機関等における事務の負担懸念を払拭できることとなる。

したがって、日本国政府は、サムライ債市場の健全な発展及び米国企業の日本市場での資金調達手段確保のためにも、米国政府に対し、米国外向け記名債券に関するルールがサムライ債に適用されるよう、求める。

2. 外国投資信託商品の販売に係る規制

第四回の及び第五回の要望書において、日本国政府は、1940年投資会社法第7条d(SECによる当該投資信託の投資会社としての登録を認める命令の発動)及び当該規定の関連規則「SEC規則7d-1(登録許可命令を要請するカナダ経営投資会社のための条件及び措置の特定)」を米国で公募するカナダ以外の国の投資信託に適用しないこと、または下記の3つの要件を廃止することを要請した。

- (1) 投資信託の役員のうち、少なくとも過半数が米国民であり、米国居住者であること。
- (2) 投資信託の全ての資産が米国内において米国の銀行に保管されること。
- (3) 投資信託が米国の公認会計士を使用すること。

日本国政府は、当該規定が、未だカナダ以外の外国投資信託にも適用され、外国投資信託に過重な負担を課し、実質的に米国投資信託市場への参入を制限していると認識している。

米国政府は、これまでの報告書において、SECが当該規定に基づく命令を5か国(カナダ、豪州、バミューダ、南アフリカ、英国)の投資信託に発出した例があること、当該規則の適用除外を付与した例が1件(カナダ)あること、今後SECが外国投資信託からの命令申請を検討する用意があることを回答した。

しかし、日本国政府は、これらの事例が、1950年代半ばから1970年代初頭にかけて発出された数少ない例外措置に過ぎず、実際には、過去の申請者のほとんどは、そのような命令や適用除外を付与されなかったと承知している。日本国政府にとって、このような数少ない例外をもって、米国政府が外国投資信託に対する米国市場への参入の機会を十分確保していると理解することは困難である。また、SECが外国投資信託からの命令申請を今後検討する用意があるとした回答を踏まえても、日本国政府は、米国政府が当該規定の外国投資信託への適用除外措置の必要性を十分理解したと解釈することは困難である。

更に、特に本条に基づき命令を発出するための要件のうち、上記3要件を全て満たすことも、特に米国から地理的に遠い外国の投資信託にとって、これに要するコストの観点から、非常に重い負担である。

日本国政府は、米国が前回の報告書において回答したような、日本の運用会社が米国で投資

顧問として登録した上で米国において「ミラーファンド」を組成する、あるいは私募ファンドとして「適格購入者」にだけ提供するという形でなく、あくまで日本籍の投信を米国に持ち込んで公募が可能となるよう求めるものである。

したがって、日本国政府は、引き続いて、同条項を日本の投資信託に適用しないこと、又は命令を発出する要件のうち、少なくとも当該3要件を撤廃することを求める。

3. 邦銀 NY 支店の自己勘定による株式先物・商品先物等取引の許認可

邦銀ニューヨーク支店は、ニューヨーク州銀行局（以下、「NYSBD」）の管轄下に置かれているが、株式先物・商品先物・ETF などの商品の取引を開始するためには、NYSBD の認可が必要となっている。実際には、これらの商品が、ニューヨーク州銀行法（96 - 1）が認める金融商品のリストの中に入っていないこともあり、認可が取れない状況となっている。NYSBD は、対顧客取引におけるヘッジ目的として株式先物及び商品先物などを取引することは認可しているものの、純粋なフィナンシャル・マーケットにおける自己取引あるいは投資対象としての取引は認めていない。

一般の運用会社や個人でも様々な先物を運用できるようになってきており、米国年金資金でさえ分散投資目的で運用対象を商品市場やETFまで拡大させている。このような状況下、先端技術によるリスク管理を徹底している銀行支店にエンドユーザーとして種々の先物やETFを取り扱わせないというのは以下の点から望ましくないと考える。

- ・連邦制度（Federal Reserve System）との整合性が取れない。
- ・商品先物や株式先物を扱えないことは、市場リスクマネジメントにおける分散効果が図れず、逆にリスクを高めてしまうことになる。
- ・他の運用主体（運用会社、個人、年金基金等）との格差ができている
- ・米国先物市場、米国ETF市場の発展が阻害されており、ロンドン市場との比較において、NY市場の空洞化につながる恐れがある。

ついては、日本国政府は、米国政府に対し、NYSBD に働きかけ、邦銀の支店が自己取引や投資の対象として株式先物・商品先物・ETFなどの商品を取り扱えるよう規制を緩和することを求める。

XIII. 電気通信

電気通信分野においては、ネットワークのブロードバンド化・IP化を含む構造変化と、それに伴う電気通信市場の環境変化のスピードが速く、それに対応した規制・政策が必要である。

日本国政府としては、日本の事業者を含む全ての事業者に対する公平な参入機会及び予見可能性の確保と、透明で公正な規則及び政策の策定・実施が、電気通信分野における一層の技術革新、投資及び競争の促進につながるとともに、日米両国の消費者の利益の保護に資するものと考えている。

こうした観点から、日本国政府はこれまでの規制改革イニシアティブの下での対話において米国政府に改善を求めてきたが、未だ米国側より十分な対応が得られていない。これに加え、例えば携帯電話のさらなる普及やネットワークのIP化など、技術革新及び市場構造の変化がもたらす新たな課題に対する迅速な対応は米国においてもますます必要性が高まっていると考える。

以上の認識に基づき、日本国政府は、米国政府に対し、以下を求める。

1. 参入障壁の撤廃

(1) 無線局免許に関する外資規制

米国は、連邦通信法第310条(b)(3)において、外国による無線局免許における直接投資については20%以下とするとの規制を維持している。このため、例えば、日本の事業者が衛星を利用した米国との通信サービスを提供するにあたり、米国に設置された地球局の無線局免許を取得しようとしても不可能であり、柔軟なネットワーク構築が困難となっている。

また、外国による間接投資については、同条(b)(4)において、25%以下とするとの規制を維持しており、外国資本参入に関する米国連邦通信委員会（FCC）規則（1997年11月25日、FCC97-398）において、WTO加盟国からの投資は25%を超える場合でも公共の利益にかなうとの反証可能な推定を行うとしているものの、未だ規制の撤廃の実現には至っていない。

米国政府は、第五回報告書において、日本国政府に対し、コモンキャリアと非コモンキャリアの分類等に関して情報提供するとしているが、日本国政府は、規制そのものを撤廃することがより適切であると考えており、米国政府に対し、連邦通信法第310条に掲げられた電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局免許について、外国による直接投資規制及び間接投資規制を撤廃することを求める。

(2) 外国事業者等の米国市場参入に関する審査基準

連邦通信法第214条及び第310条(b)(4)に関する外国事業者等の米国市場参入に当たっての審査基準（1997年11月25日、FCC97-398、FCC97-399）のうち、「通商上の懸念」及び「外交政策」の基準は、電気通信政策とは別次元の理由に基づくものであり、かつ、基準自体が不明確なものである。にもかかわらず、この基準に基づき認証や免許付与の拒否が可能となっており、外国事業者等が米国市場に参入する際の重大な参入障壁になっている。また、「競争に対する非常に高い危険」という基準に該当する場合にも免許を付与しないことが可能となっているが、この基準も極めて曖昧なものであり、外国電気通信事業者の事業計画の予見可能性を損なうものである。

ついては、日本国政府は、米国政府に対し、この規制に関し以下の諸点を求める。

- (a) 「通商上の懸念」及び「外交政策」という電気通信政策に関わらない事項に基づいた事前審査基準を速やかに撤廃すること。
- (b) 「競争に対する非常に高い危険」という基準を撤廃すること。撤廃できない場合は、次善の策として、発動に当たっての運用基準を明確にし、公表すること。
- (c) また、連邦通信法第11条に規定されている規則の隔年の見直しにおいて、日本国政府の提案に基づき、FCCが本件規制の撤廃又は改善に向けた具体的な提言を行うこと。

2. ブロードバンド時代の規制改革

米国政府は、ブロードバンドの恩恵を消費者に行きわたらせ、ネットワークのIP化など通信市場の構造変化に対応するため、競争政策の見直しをはじめ、様々な規制改革や新たな政策を実施・模索している。このような動きは、規制当局による現行連邦通信法の範囲内でのアンバンドル規則や新サービスへの規制の枠組みの改定・決定の取り組みと、立法府による連邦通信法改正の動きの双方を含むものと理解する。このような改革は適切に行われれば、広く消費者の利益に資すると考えるが、その過程で、あるいは結果として、競争、技術中立性、消費者の利益、参入の自由を阻害しないことが確保されることが重要であり、日本国政府は米国政府に対し、以下の諸点を求める。

- (1) 米国は、他の主要国と異なり、連邦通信法において、「電気通信サービス」であれば回線開放義務、ユニバーサルサービス基金の負担、料金規制等の対象とし、「情報サービス」であればこれらの規制の対象外とする区分を行っているが、技術の発展に伴い当該サービスの区分があいまいになっている。例えば、ブロードバンド化・IP化に伴い、IP電話など新しいサービスが次々に登場しているが、これらのサービスについては、FCCが個別のサービス毎にどちらのサービス区分に当たるか、どのような規制の対象になるかの

判断を行っているのが実情であり、サービス提供事業者の予見可能性が損なわれている。このような状況に関連して、日本国政府は、米国政府に対し、以下の諸点を求める。

- (a)どのようなサービスがどちらのサービス区分に分類され、いかなる規制が課されるかについて首尾一貫した基準を示すこと。
- (b)連邦通信法が「電気通信サービス」と「情報サービス」の二分法を採用することにより、ボトルネック性や市場支配力の有無などに即した適切かつ合理的な規制の実施が損なわれることの無いよう確保すること。
- (c)現行の連邦通信法の枠組み下において(a)と(b)の双方の要望を同時に満たすことができない場合には、連邦通信法の改正の過程で現在のサービス区分の二分法の見直しを検討すること。

(2) ネットワークのIP化が進展することにより、サービス提供機能の分離が進み、特定のサービスのみを提供する等の新たなビジネス・モデルが登場してきている。また、映像・音声・データを一括して提供するトリプルプレーなど、ネットワークの管理からコンテンツやアプリケーションまでを一社で完結して提供するような垂直統合的なサービスが普及しつつある。こうした現状を踏まえ、日本国政府は、米国政府に対し、公正な競争を促進する観点から、例えばボトルネック設備を保有していることに伴う市場優位性を活用するなどのレイヤー横断的な独占力の行使により、消費者が不利益を被ることがないよう留意するよう求める。

とりわけ、FCC が採択した政策文書（2005年8月5日、FCC 05-151）にもある通り、消費者がどのブロードバンド・サービス・プロバイダからサービスを受けようとも、ネットワークに悪影響を与えない限り、(a)いかなる合法的端末機器も利用できること、(b)いかなる合法的な映像や音楽などのコンテンツにもアクセスできること、(c)いかなるアプリケーションも選択できること、を確保することを求める。

3 . デジタルテレビ方式への変換過程における端末機器の競争市場

デジタルテレビへの変換を進めていく過程で、消費者の需要に即したサービスが提供されるためには、端末機器市場において新規参入と十分な競争が確保されることが特に重要である。連邦通信法第 629 条においては、多チャンネル・ビデオ番組の配信を受けるために利用するコンバーター・ボックス等の装置を、多チャンネル・ビデオ番組配信事業者の関連企業体ではない製造業者等から入手できることを保証することが規定されている。日本国政府は、米国政府に対し、デジタルテレビ方式への変換過程、及び連邦通信法改正過程においても、端末機器市

場において消費者の利益が確保されるべく、引き続き当該規定を維持し、着実に執行するよう求める。

4. 不合理な負担軽減のための規制の統一

(1) 州レベルの規制

米国では、連邦機関において決定される通信に関する各種規制の運用の多くが各州の判断に委ねられているが、州レベルでの運用の違いが広域通信事業の障害となる場合がある。ついては、FCCが、新たに設立された組織である「政府間問題担当室」により、全米レベルでの通信に関する規制やその改正について、州レベルでの運用が迅速かつ効率的に行われるよう検討を進め、事業者の広域事業の円滑な運営を確保するよう求める。

具体的には、米国では、事業者に対して、サービスを行っている州の政府への収益実績等の報告が義務付けられているが、その報告様式は州ごとに異なっている。多数州にまたがる事業を展開している事業者が、それらすべての州政府に対してそれぞれ異なる様式による報告を行うことは、事業者にとって過度の負担となっている。

ついては、日本国政府は、米国政府に対し、米国政府から全米公益事業委員協会（NARUC）に対し、引き続き本件に係る日本国政府の問題意識を伝えるとともに、NARUCが成果を挙げよう具体的な働きかけを行うことを求める。

(2) アクセス・チャージ

現在、米国には、接続事業者等によって、市内相互補償料金、州内アクセス・チャージ、州際アクセス・チャージの3つの異なる接続料が存在する。日本国政府は、米国政府に対し、現在行われているアクセス・チャージ制度の改革に係る規則制定に関する意見招請（NPRM）の手続きを透明に行い、統一的事業者間精算制度を確立し、異なる接続料間の格差を解消することを求める。

また、統一的事業者間精算制度確立までの間においては、現行制度運用の透明性を確保するための措置を講ずることを求める。

特に州際アクセス・チャージについては、いわゆる「コールズ合意」の効力が継続しているのが不透明であり、現時点での州際アクセス・チャージの法的安定性が確保されていることを確認するよう求める。

5. アンバンドル・ネットワーク要素（UNE）規制の策定

米国では、既存地域電話会社（ILEC）のアンバンドルベースでの回線開放（アンバンドル）義務について連邦通信法第 251 条において規定しており、「3 年ごとの見直し」（2003 年 8 月 21 日、FCC 03-36）において FTTH 等のブロードバンドサービスについてはアンバンドル義務から原則として除外された。しかしながら、翌 2004 年 3 月の連邦控訴裁判決により当該除外を含む決定の一部が破棄され、市場間競争の進展の評価やブロードバンド設備投資の促進等に基づき、個別規制の競争阻害性について FCC が実質的な判断を行うこと等とされた結果、「UNE 最終規則」（2005 年 3 月 11 日、FCC04-290）において、携帯電話事業者及び長距離通信事業者に対するアンバンドル義務を廃止する等の措置を採ったものと理解する。ただし、地域通信事業者についてはアンバンドル義務を廃止せず、個別の要望に応じて、同法 10 条に基づいて FCC が規制の差し控えを行うかどうか判断することとされている。

また、連邦通信法第 271 条によるベル系地域通信事業者（RBOCs）のアンバンドル義務については、2004 年 10 月、ブロードバンド回線に係る義務が同法第 10 条に基づき差し控えられ、当該方針については、2006 年 8 月 15 日の連邦控訴裁判決において支持された。

このように、米国のアンバンドル規制については、FCC 規則等による規制が裁判所の判決により変更されており、また、地域通信事業者に対するアンバンドル義務については、FCC が個別の要望に応じて規制の差し控えを行うかどうかを判断することとされていること等から、長期的な投資計画の立案を要する通信事業を営む上で、予見可能性が阻害されている。このため、日本国政府は米国政府に対し、予見可能性を最大限確保するため各業界からの意見招請結果を踏まえ、新規参入事業者及び最終消費者への負担に十分に配慮した上で、アンバンドル義務の適用対象を早期に明確化することを求める。

6. ユニバーサルサービス

米国のユニバーサルサービス制度については、同一地域において携帯電話事業者を含む複数の適格電気通信事業者を指定できるなどの理由により、支援額が増大し続けている。一方、拠出額は長距離固定電話の通信量（トラヒック）の減少等により減少基調にある。こうした近年の収支のアンバランスな傾向により、ユニバーサルサービス基金の財政状況が悪化し、基金の安定性及び維持可能性に対する疑念が米国関係者の間で増大している。

FCC は 2006 年 6 月 21 日ユニバーサルサービス制度の暫定的な見直しを行う規則を採択し、従来拠出対象ではなかった V o I P サービス事業者を拠出対象とするなど、ユニバーサルサービス基金の拠出原資を増やすための制度改正を行った。しかし、依然として FCC は、長期的に本制度の安定性及び維持可能性を確保するために、収益ベースの拠出方法に対する長期的な

観点からの抜本的改革が今後更に必要であることを自認している。

このように本制度が不安定な状況にあることによって、米国において通信事業に関わる事業者の中長期的な事業予見可能性が損なわれていることについて日本国政府は懸念を抱いており、米国政府に対しユニバーサルサービス制度が安定的に維持運用されるよう、拠出や支出の在り方を含めた制度の見直し及び効率的運用に関する改善案の策定を求める。

7．商用衛星に係る輸出許可及び技術支援協定等の処理手続き

(1) 輸出許可に係る迅速な手続及び透明性の確保

商用通信衛星の輸出許可について、米国政府が定める審査手続やその運用があいまいであり、標準処理期間の規定が公表されていないことから、衛星メーカーが自らのリスクで許可申請を行っており、部品の調達の遅れが製造工程に影響を与えるなど、商用衛星事業の予見可能性を阻害している。また、運用が予告なく変更されることがあり、その結果事業者が申請方法の変更等に迅速に対応できず、許可取得までの期間が長期化する事例も見られるところである。

については、日本国政府は、米国政府に対し、輸出許可に係る手続や運用を公表するなど透明性を最大化する努力を継続するとともに、審査期間実績を検証するなどして、審査期間を可能な限り短縮化することを求める。

(2) 技術支援協定(TAA)に係る迅速な手続及び透明性の確保

TAAについては、米国政府が定める開示基準や審査基準があいまいなため、衛星メーカーが自身のリスクで情報開示せず、その結果、本来申請不要な情報についても審査に持ち込む等の理由により、許可取得までに長期間を要している。また、衛星通信事業者が不可欠とする試験手順書や品質非適合調査書、組立や試験中に生じた不具合の記録等の情報が得られておらず、取得可能な技術情報量が十分とは言えない状況にある。さらに、審査により必要な情報が不開示となることによる不利益を緩和するための追加的な費用が必要となっている等、日本の衛星通信事業者の事業遂行上、将来にわたる懸念をもたらしている。

また、衛星に係る打上げ保険の契約にあたって必要となる保険TAAについても、審査要員の不足や申請の輻輳等により、処理期間が長期化する傾向にあることから、事業者が保険会社からの技術照会に適切に対応することが困難となること等により、事業の円滑な推進が阻害されている。

については、日本国政府は、米国政府に対し、米国の法律、規則及び政策に従って、手続きの遅れを最小化し、TAAの審査について透明性を最大化する努力を継続するとともに、不開示と

なる項目を必要最小限にすることを求める。

さらに、衛星メーカー等が畏縮効果により開示可能な情報まで開示しないことを防ぐため、開示・非開示の検討の対象になると思われる情報については、米国政府が開示できる情報をできるだけ特定・例示し、開示・非開示のガイドラインを作成する等の措置を早急に取り組むことを求める。

(3) 公正な調達条件の確保

日本国政府は、米国衛星通信事業者が衛星を購入する際、米国政府が課す情報開示規制のため入札関連文書の入手が遅れるなど、日本のメーカーが競争上不利な立場に置かれるのではないかと懸念を有する。日本国政府は、米国政府に対し、衛星通信事業者の物品調達における公正な競争確保に配慮するよう求める。

XIV. 情報技術

インターネットの普及、デジタル技術の発展により生じている新たな課題に対しては、各国の取り組みと国際的な取り組みを効果的に組み合わせることで対応することが必要である。

米国は情報技術先進国であるが、著作権の保護の取り組みにおいて、依然として不十分または不適切と考えられる点が見受けられるので、日本国政府は、米国政府に対し、こうした点を改善し、権利の確実な保護や制度の適切な執行を行うよう求める。また、情報技術の発達により著作物の円滑な利用が可能になった恩恵を損なうことなく、権利者と利用者の権利の均衡に十分に配慮した制度の構築とその執行を求める。

迷惑メール対策に対しては、日米両国が国際的な取り組みを率先していく必要があることから、日本国政府は、米国政府に対し、この分野において日本国政府と一層緊密に協力していくことを求める。

個別の要望は以下のとおりである。

1. 著作権・著作隣接権分野における米国政府の法制

(1) 著作権・著作隣接権の保護

インターネットの普及、デジタル技術の発展により、著作物が国境を超えて自由に流通するようになった現在、国際的に調和のとれた著作権・著作隣接権の保護が必要となっている。この状況に対応するため、現在、世界知的所有権機関（WIPO）等において、デジタル化・ネットワーク化時代に対応するための各種国際ルールの策定が行われている。これらの議論の進展に資するよう、米国において必ずしも十分とはいえない以下の事項の保護を、明確かつ確実に、外国の権利者にとって不必要に複雑でない法制で与えることを求める。

(a) 生の音の実演の保護

TRIPS 14 条及びWPP T6 条では生の音楽実演だけでなく生の音の実演一般を保護することを要求しているが、米国著作権法は生の実演のうち、生の音楽実演しか保護していない。生の音楽実演だけでなく、非固定の音の実演一般について、TRIPS 14 条及びWPP T6 条が要求する保護を与えることを求める。また、米国政府が、TRIPS 14 条及びWPP T6 条は、生の音の実演のうち生の音楽実演のみを保護するものであるとの解釈を引き続き採る場合は、これらの条約の文言上は音楽に限るとの限定がない以上、音楽に限るという解釈の明確かつ具体的な立証を求める。

(b) 固定されていない著作物の保護

米国著作権法は非固定の著作物を保護しておらず、米国政府は、これは州法等により保護されるという立場であるが、全ての州法を確認しないと保護の有無が確認できないという事態は透明性確保の観点からも好ましくない。米国連邦憲法は連邦法による著作権の対象を固定物のみ限定して

いるが、非固定の著作物についても、米国著作権法 1101 条が生の（すなわち非固定の）音楽実演を保護していることと同様に、無断利用行為に対する法的救済を規定することにより対応が可能であると考えられる。したがって、日本国政府は、米国政府に対し、非固定の著作物も連邦法で明確に保護することを求める。

（c）著作者及び実演家の人格権の保護

米国の法令においては、著作者及び実演家の人格権を一般的に明確に保護する規定が存在しない。米国政府は、これら人格権は著作権法 106A 条、ランハム法、契約法、慣習法等の組み合わせにより複合的に保護されるという立場であるが、実際に保護が確保できているかについて、疑義がある。特にランハム法については、人格権の保護の機能を持たないという判例が定着しつつあるため、同法が人格権を保護しているという米国政府の説明には問題がある。また、そもそも、複数の法令やコモンローで複合的に保護されるというような状況は、外国の権利者にとっては事実上利用不可能なほど複雑な法体系と言え、透明性の理念に反する。よって透明性の観点からも、人格権を著作権法で明確に保護することを求める。

（d）ビデオ・ゲームに係る貸与権の保護

W C T 7 条や T R I P S 11 条は、コンピュータ・プログラムに関する貸与権の付与を要求しているが、米国著作権法は、109 条（b）においてコンピュータ・プログラムの貸与権を規定しつつ、同条（b）（B）（i i）においてビデオ・ゲームに係るコンピュータ・プログラムを貸与権の対象から除外している。よって、米国著作権法において、ビデオ・ゲームについても W C T 7 条及び T R I P S 11 条が要求する貸与権を付与することを求める。

（2）デジタル化・ネットワーク化への対応

インターネットの普及、デジタル技術の発展により発生した、著作権をめぐる新たな課題への取り組みについて、規制緩和に向けた情報交換を積極的に行い、円滑な技術開発、消費者の利便性に配慮しつつ、将来の著作権制度のあり方について両国間で探求及び検討することを求める。特に以下の事項を求める。

（a）アクセス行為規制に対する自由競争・互換性（interoperability）の観点からの配慮

現在、米国では、アクセス行為規制及び複製行為規制のためのデジタル著作権管理技術（DRM）について、米国著作権法 1201 条により保護が強化されているが、同条のアクセス行為規制、特に当該アクセス行為に対して米国政府が 3 年ごとに行うレビューについては、フェアユースのような権利侵害を構成しない著作物の利用だけではなく、自由競争やソフトウェア・ハードウェアの互換性（interoperability）に対しても悪影響を与えないという観点から配慮することを求める。また、アクセス行為規制だけでなく同条の複製行為規制についても、フェアユース、自由競争の在り方や DRM の互換性確保に関する国際的な議論の進展状況に配慮することを求める。

(b) 著作物のオンライン利用の円滑化

米国政府は、著作物がオンライン上で利用される場合についても、複製権、上演権、頒布権等の組合せで著作権が保護されているという立場であるが、複数の権利の重畳適用により権利関係が複雑化し、円滑な利用が阻害されるおそれがある。よって、複数の権利が重畳的に適用される可能性を排除するなど、円滑な利用を確保・促進するための立法を含めた適切な措置を求める。

(c) デジタル化・ネットワーク化時代の新規立法におけるフェアユースへの配慮

デジタル化・ネットワーク化時代に対応するための新規立法を行う場合は、フェアユースのように従来権利侵害を構成しないとされてきた著作物の利用に配慮するよう求める。これに関し、著作物のオンラインにおける利用の円滑化を図るための法案として米国議会で審議されていた Section 115 Reform Act of 2006 (H.R.5553)及びこれを受け継いだ Copyright Modernization Act of 2006 (H.R.6052)については、フェアユースの範囲が不当に狭められるとの懸念の声があるため、その内容と今後の動向について適切に情報提供するよう求める。

また、同一の観点から、デジタル放送における著作権保護に係る法律案として米国議会で審議されていた Audio Broadcast Flag Licensing Act (H.R. 4861)、Platform Equality and Remedies for Rights Holders in Music Act (S. 2644)、Digital Transition Content Security Act of 2005 (H.R.4569)について、その内容と現在の状況及び今後の動向について、適切に情報提供するよう求める。

(3) その他要望

(a) Orphan Works Act of 2006 (H.R.5439) 及び Copyright Modernization Act of 2006 (H.R.6052)

著作権の許諾なくして実質的に孤児作品の利用を可能にする法案である Orphan Works Act of 2006 及びこれを受け継いだ Copyright Modernization Act of 2006 については、ベルヌ条約のスリー・ステップ・テストの基準を満たすことなど著作権に係る国際条約との整合性が確保されるよう配慮することを求めると共に、関連する今後の動向について説明を求める。

(b) ファッションのデザインを保護の対象とする改正法案 (To amend title 17, United States Code, to provide protection for fashion design (H.R. 5055))

ファッションのデザインは、我が国では工芸美術品といえる場合のみ著作権法の対象となることとなっており、意匠法で保護される範囲との線引きがなされている。ファッション産業は国境を越えて展開するため、米国と日本でファッションのデザインが保護される範囲や要件が大幅に異なる事態は望ましくない。よって、米国において審議されていたファッションのデザインを保護の対象とする改正法案 (To amend title 17, United States Code, to provide protection for fashion design (H.R. 5055))のような立法を行う場合においては、ファッション産業の円滑な国境を越えた展開を阻害することのないよう、国際的整合性について配慮することを求める。

(c) 放送機関の権利の国際的な保護への配慮

米国が国内法制上、放送機関に対して著作隣接権を付与していないため、現在W I P Oで行っている放送機関の保護に関する条約の検討において、米国と放送機関に対して著作隣接権を付与している国との間で合意形成に障害が生じ、放送機関の権利の国際的な保護に支障が生じる懸念がある。よって、日本国政府は、米国政府に対し、この状況を打開するための放送機関の権利の国際的な保護へ配慮した適切な対策を講じることを求める。

2 . S P A M対策

迷惑メールは、情報通信技術（ICT）分野における世界的な問題となっている。米国政府が迷惑メールに対する取組みを行っていることは承知しているが、米国は依然として、世界最大級の迷惑メール発信国であると認識している。

このため、日本国政府は、米国政府に対し、CAN-SPAM 法の厳正な執行や民間企業による技術的な対策の支援、諸外国政府等との国際連携など、総合的な迷惑メール対策を一層推進するとともに、迷惑メール問題の解決策について、引き続き両国間で探求及び検討を進めることを求める。

XV. 医療機器・医薬品

近年、世界的な売上高で上位を占める日本製医薬品の品目数が増加しているなど、日本の医薬品・医療機器産業は積極的に海外展開を進めている。これに伴い、米国における関連規制の透明性を高め、またその適正な実施を促すことが企業の重大な関心事項となっている。

また、米国政府が、日本の企業及び業界団体との対話を行う十分な機会を設け、双方の意思の疎通を図り、日本の企業が開発した医薬品や医療機器が米国市場に円滑に導入されることが、米国の患者を含めた日米双方にとって有益であると確信する。

ついては、日本国政府は、米国政府に対し、日本企業が直面する問題に対する改善を引き続き要望する。

個別の要望は以下のとおりである。

1. 在米日本企業との定期会合

医薬品・医療機器の承認審査を行う際には企業と米国食品医薬品庁（FDA）が相互に理解し合うことがとりわけ重要であり、承認審査の迅速化及び円滑化に資するものであると理解している。

第5回報告書において、FDAは、引き続き在米日本企業との会合の機会を提供するとしているが、そのような機会を可能な限り多く提供することに加え、意見交換の場に専門の担当官が確実に出席する等、より実質的な意見交換を確保するための適切な対応を要望する。

2. 世界同時開発の推進

米国の医薬品・医療機器メーカーは新規医薬品・医療機器の承認申請を行う場合、米国での開発・承認申請を先行させ、日本での開発・承認申請が後回しになっており、結果的に新規医薬品・医療機器の日本市場への供給が遅れている。

安全性・有効性がより高い医薬品・医療機器をより早く患者の手元に届ける必要性及び医薬品・医療機器メーカーの社会的責務という観点から、日本政府は世界同時開発をメーカーに呼びかけてきている。

第5回報告書において、米国商務省は、米国業界に対し、日本の規制当局と協働して、日本を含めた医薬品の世界同時開発を推進するよう促すとしているが、日本国政府は、引き続き、米国政府に対し、世界同時開発実現に向けた具体的な取り組みを要望する。

3. FDA査察の施設査察報告書（EIR）の送付

FDAは、生産工場の品質管理システムが機能しているか等を検証するために工場の査察を行っており、日本企業の工場に対しても詳細な査察を実施している。その査察の結果をまとめ

た施設査察報告書（EIR）は、企業活動上、品質管理システムの維持・改善のため、重要な文書であるが、FDAに協力し査察を受けた日本企業の施設に対して、EIRが確実に届いていないという実態がある。

EIRが当該企業に送付されないことは、査察の結果が品質管理システムに生かされないだけでなく、行政の透明性・説明責任という観点からも問題がある。

ついては、日本政府は、米国政府に対し、査察を受けた全ての施設に対し、EIRが確実に送付されるよう確保することを求める。